

第六十三回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十四号

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 佐々木義武君

理事 栗山 ひで君

理事 大橋 敏雄君

小此木三郎君

堀山 静六君

小金 義照君

中島源太郎君

松山千恵子君

山下 徳夫君

川俣健二郎君

島本 虎三君

古寺 宏君

渡部 通子君

西田 八郎君

出席國務大臣

出席政府委員

厚生省保険局長 梅本 純正君

通商産業政務次官 小宮山重四郎君

労働政務次官 大野 明君

労働大臣官房長 岡部 實夫君

労働省労働局長 松永 正男君

労働省労働基準局長 和田 勝美君

労働省労働基準局長 藤堀 正勝君

労働省婦人少年局長 高橋 展子君

委員外の出席者

中小企業庁計画部長 斎藤 太一君

理事 小山 省二君

理事 増岡 博之君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

理事 笠岡 喬君

理事 唐沢俊二郎君

理事 齊藤滋与史君

理事 別川修紀夫君

理事 箕輪 登君

理事 渡部 恒三君

理事 後藤 俊男君

理事 山本 政弘君

理事 古川 雅司君

理事 寒川 喜一君

理事 寺前 巖君

理事 野原 正勝君

理事 梅本 純正君

理事 小宮山重四郎君

理事 大野 明君

理事 岡部 實夫君

理事 松永 正男君

理事 和田 勝美君

理事 藤堀 正勝君

理事 高橋 展子君

理事 斎藤 太一君

理事 梅本 純正君

理事 小宮山重四郎君

理事 大野 明君

理事 岡部 實夫君

理事 松永 正男君

理事 和田 勝美君

理事 藤堀 正勝君

理事 高橋 展子君

理事 斎藤 太一君

参 考 人

(全日本家内労働者組合連合会)

本間 熊藏君

参 考 人

(東京交通労働組合主婦の会常任幹事)

塚本すみ子君

社会労働委員会調査室長

濱中雄太郎君

委員の異動

四月二十四日

辞任

向山 一人君

補欠選任

笠岡 喬君

同 日

辞任

笠岡 喬君

補欠選任

向山 一人君

四月二十三日

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四号)

は本委員会に付託された。

四月二十四日

家内労働法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一七号)

は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

参考人出頭要求に関する件

家内労働法案(内閣提出第八号)

家内労働法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一七号)

最低賃金法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一八号)

家内労働法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一七号)撤回許可に関する件
労働関係の基本施策に関する件(春季賃金引上げ要求に関する問題)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田邊誠君。

○田邊委員 今年も各労働組合による賃金引き上げを中心とした運動が行なわれておりますけれども、景気の状態についての見解はいろいろありますが、一応高原則に好景気が続いておりますということもありまゝ、何よりも消費者物価、最近近は鉄鋼をはじめとする卸売り物価の上昇等も異常に続いておりますという状態でございますから、労働者の賃金引き上げの要求というものがまた非常に切実なものがあつた点で、今年の春闘についての今後の見通し等についてはわれわれは非常に注目をいたしておるのであります。

そこで、きょうは時間がございませんから、きわめて端的に一言ずつ伺いたいのでございませうけれども、昨年大体一六%以上の賃金引き上げが見込まれたのであります。今年たゞいままで一四%以上の賃金引き上げを確保したという労働組合がかなりあるということも聞き及んでおるわけでありまして、したがって、一四%以上の賃金を見たと、回答を見たところが総数何百あります。それから、現在の状態では一体どのくらいの額というものが平均的に出されておるか。それから、時期的に見た場合には、例年の春闘に比べて今年はかなりテンポが早いのかどうか。そ

の辺についても、簡単にけつこうですから労働局長からお答えいただきたいと思ひます。

○松永政府委員 ただいまの御質問の第一点でございますが、一四%以上を出しました会社は相当数にのぼつておるといふことを私も聞いております。春闘共闘等の調査によりますと、七百社以上がすでに一四%を出しておるといふこととございまして、私どものところでは正確にはまだ把握をいたしておりませんので、その点はそれどころかんべん願ひしたいと思います。

それから第二点といたしまして、全体としてどうかということでございますが、これは全体としてのテンポはややおくれがちでございます。ただ、月末に向けては相当スピードアップされるのではないかと、たゞは私には見えておりますけれども、御承知のように、たとえば電機関係等がきのう、おとといストライキをやりましたけれども、まだ妥結を見ないというふうな状況でございます。それからもう一つ、特殊の事情といたしましては、本年は万博関係等がございまして、例年よりは万博関連の産業、特にホテル等において早期に高額の妥結を見ておるといふような状況がござい

ます。それから、現在までに早い組では新聞とか出版、放送、そういった関係が相当早目に妥結をいたしております。それから鉄鋼が昨年より四日おくれでございますけれども、七千四百円の回答をいたしまして、これはまだ妥結には至っておりませんけれども、例年の例から見ますと一発回答といたしまして、おそろく妥結を見るのではないかと、いふふうに見られております。以上のような概況でございます。

○田邊委員 大体総評系でもって七百、同盟系で百以上が一四%以上の妥結ないしは回答を得られておるといふ状態でございます。鉄鋼は大体一発

回答が例年のとおりでございますから、七千四百円回答は事実上の妥結になるであらう、こういうふうにいわれておるのであります。いま労政局長は、全体的におくれているという話ですけれども、すでに新聞あるいはホテル等高額でもって妥結を見ておるところもかなりあるわけでありまして、春闘としてはいよいよ山場に差しかけておるといふふうにはわれわれは判断をいたすわけであります。

そういう状態の中で、この春闘に対して政府は一体どういう態度をお持ちでありましょうか。自民党の労働問題調査会がつい最近見解を発表いたしました。現在の好景気並びに高物価の状態の中では賃金引き上げを行なうことは妥当であらう、実はこういう見解を発表しておることは、与党としての立場からいいますならば、私はひとつ注目すべき見解ではないかと思っております。それから、やはり近代的な労使関係を打ち立てる上からいって、現在の労働者の要求ないしはいま言った諸条件、こういった点から見て自民党の労働がこの種の見解を発表したことに対して、私は一つの歓迎すべき事態であると思っております。また、したがって、政府もおそらくこの春闘に対しては、いまのような条件下における春闘という意味合いを踏まえれば、当然これに対して何らかの態度、見解というものが示されなければならぬ、こういうふうな思っておるのであります。けれども、春闘に向けて政府の考え方、態度は一体どのようなものでありますか、大臣からお答えいただきたい。

○野原国務大臣 政府といたしましては、賃上げその他の労働間の経済的問題の処理については、労使が国民経済の動向や企業の実体をよく考え、相互信頼の上に立って自主的に話し合いを行なうことにより、問題の平和的かつ合理的な解決がはかられることを期待しております。また自主的な交渉による解決が困難な場合には、労働委員会等の公正な第三者機関の力をかりることによって、平和的に早期に問題の解決をはかることにいたしました。と期待しております。

○田邊委員 私が質問通告をしたものを全部書いて一括して回答してはいけませんよ。私の質問は、いまの賃金引き上げというものがあつて、政府もやはりこの春闘に対しては、現在の高物価あるいは景気の上昇、こういった点から見ると、労働者の切実な要求に対してはある程度たえなければならぬ、私は、答弁をすればそういうことになるのだが、そういう考え方であるかどうかというところをお聞きしておるのであつて、自主交渉の問題や、あるいは労務委や中労委に対するところの政府見解まで全部述べてくれと、まだ言っていない。その点をひとつお答えいただきたい。

○野原国務大臣 物価の上昇の現状等考えましても、これは容易でない問題である。したがって、そういうことが今後の賃金の問題に当然はね返ってくるというところを考慮しております。したがって、ある程度の賃金の上昇はやむを得ない現象であらうかと思っておりますが、それにしまして、日本経済が当面しておるいろいろな問題を考えますと、安易に賃上げのみを主張されるという立場も困ると思つて、そういう点で何とか労使間に理解と互譲の精神を加えて、ひとつ円満な妥結ができれば、何より幸いだと考えておるわけでございます。

○田邊委員 そのあなたの答弁に対しては、実は私、毎年やつておりますので、いろいろと論議をいたしたいところですが、きょうはお約束です。それから論議いたしません。生産性に見合う賃金とか、あるいは物価の上昇を来すおそれのある賃金引き上げについては云々というふうな見解が例年あるわけですが、今年は実は端的に自民党の労働はそういうことは言っていないのであります。その点の意味合いを大臣も十分くんで、賃金引き上げの妥当性というのに対して、やはりさらに突っ込んだ考え方をもちこたへるようには、私は切望したいと思つております。さて、さつき申し上げたような事態で、この月末に春闘の山場が参るわけでありまして、私鉄は御

案内のとおり六千七百円の回答を不満といたしまして、さらに交渉を積み重ねるということをお願いしておるのでありますけれども、大手私鉄の経営者側はこれ以上交渉することはできないというので、いわばあつせん申請をいたしたのであります。労働組合側は一方の態度であつて、これには拒否するという態度でありまして、けれども、おそく中労委は職権あつせんに踏み切らざるを得ない、こういうふうな観測をいたしておるわけですね。電機労連も、いま労政局長のお話のとおり、いよいよ第二次の二十四時間ストライキを三十日にかまえる、こういう事態であります。私はやはりこの飛び石連休の中をばさんだ、三十日の私鉄、電機等を中心とし、全体的なストライキを踏まえての戦いが展開されることに對しては、国民に与える影響は非常に重大である、こういうふうな思つておるのであります。したがって、これに對してはもろろ基本面的には労使の自主的な交渉を進めなければならぬ、第二番目には、中労委等の職権あつせん等の行くを見なければならぬ、こういうことであると思つておるけれども、政府がやるべきことではないか、いま大臣がずっと棒読みされた答弁の中にもありますけれども、私は一番大切なことは何かといへば、労使の自主的な交渉だろふと思つておる。私鉄についても会社はだめだ、行き詰まりだ、あつせん申請だ、こう言つていますけれども、私はこの辺に日本のいまの労使関係のいわば一つのネックがあるのじゃないか、こういうふうな思つておるのであります。この三十日のいわば私鉄、電機等を中心とする統一ストを目前に控えて、政府の打ち出すべき態度と具体的な方法というのは何ですか。

○野原国務大臣 労使間の話し合いが好ましいわけでございますが、また自主的な交渉によつてだんだんと要求その他が具体的に示されてくると、その段階において、やはりなかなか両者の話が合わぬという場合が多々あるわけでございます。その際においては、やはり両者の間をあつせんする一つの機関として中労委があり、あるいは官公労の場合には公労委員会のいろいろな調停や裁定もあるわけでございます。なるべくそこまでのいかなううちに話が妥結を見ることは好ましいわけでございます。まだそういう面でも労使双方とも話し合つておる。あるいは腹の探り合いをしておるのかもしれないが、一日も早く話し合いを進めていっていただいて、ある程度の線が出て、これならよからうというふうなことがないかという場合には、それらの機関によつて妥協な解決をはかつていただくというしかけになっておりますので、それを大いに期待しておるわけでございます。

○田邊委員 しかけの話はいいですが、政府は見解を示すべきだと思つておる。私のほうから結論を言います。やっぱり民間の私鉄等の大手についても当然自主交渉をもつと意図して、会社側が最後のところまで誠心誠意、労使間の交渉の中で妥協な妥協をするというところをまず基本にすることを、私は大臣の答弁の中にもそういう点が読み取れると思つておる。それから、そういう点で政府の努力というものを、いわゆる労使双方に對して、最後までそういう粘り強い交渉をやつて最終的な妥協をすべきだ。それから中労委等については、当然三十日の事態を踏まえて、これを考えながらひとつ具体的な措置をすべきである、こういうことを政府が働きかける必要がある、このように考えておるわけでありまして、そういう私の考え方に対しては、あなたは一致されますか。うんとかノーとか言えはいいのです。

○野原国務大臣 この問題につきましては、労政局長が専門家でございまして、労政局長から答弁させていただきます。○田邊委員 そういふのはやっぱり政治家として、あなたは最高責任者として、労働大臣としての感覚でもって、考え方でもって判断しなければいけませんよ。そこで、それではいまの質問とあわせて答弁を求めますが、民間の大手がいま三十日を控えてお

るのですが、公労協関係も三十日に統一行動、それから来月の八日にさらに統一行動を踏まえておるわけですが、したがってこの公労協に対して——これがいよいよ春闘の最後の山場になる、こういうふうに予想されるわけでございますから、この公労協に対する解決に政府が最大の努力をすることは、これはもう民間と違いますが絶対必要なことである、こういうふうに思っておるわけでありまして、けれども、私はこの公労協のいままでの状態を見ますと、何といつても当局側がいよいよ交渉の能力を持たない。たががはめられてゐる。当事者能力を持たない、自主交渉をしない、こういう状態であります。組合も今度は調停、あっせん、仲裁等の助けをかりないで、何とか自主交渉で解決をしよう。国鉄、動労は調停に持ち込んだようですけれども、これは合理化の問題であります。賃金問題はもつといわば煮詰めるべきである、こういう公労委会長の見解によつて、事実上の差し戻しという状態でありまして、したがって政府は、この公労協の賃金引き上げに対しては、ぜひひとつ各企業に対して、各管理者に対して当事者能力を持たして、自主交渉で具体的な回答をする、これをぜひひとつ早期にやつてもらいたいというふうに思ふのですけれども、このたばねであるところの労働大臣は、この公労協の賃金引き上げに対して、明確な見解を示してもらいたい、こういうふうに思ふのです。これはできませんね。もう十時半なんだから、忙しいから、大臣がきちんとした答弁をしないさ。

話をしておるわけでございます。そういう面では、できるだけ早く一つの回答がそのうちに明示されるのではないかと考えておるわけでありまして、しかしその場合であつても、おそらくはなかなかどうも御満足いただけるような回答が困難だろうと予想されます。その際においては、公労委のあっせんに持ち込まざるを得ないということでございますが、さてそういうことの段階におきまして、早くもストライキの宣言というようなことがございまして、どうも私は、御質問にはございませぬけれども……（田邊委員「よけいなことは言わないでいい」と呼ぶ）そういう問題がございまして、どうも公労委のあっせんの過程においてそういう問題が出ますと、これはまことに好ましくないといふことで、私の名前では警告を發したわけでございます。まあ何とかその前に円満な妥結ができるように精力的に努力いたす決心でございます。

○田邊委員 それじゃもう、大臣、一応の前提の自主交渉、当事者能力を發揮して具体的な回答をする、こういう大臣の言明を私は信頼をして注目しますから、きょうはこれで打ちとめますけれども、引き続き社労委員会の機会あるごとにその具体的な経過について御報告を求めようというところは私はお願いしたいと思ふので、ぜひそういうことでもってあなたの最大の努力を心から希望してきょうの私の質問を終わります。

○倉成委員長 次に、内閣提出の家内労働法案、田邊誠君外六名提出の家内労働法案、同じく最低賃金法案の各案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますのでこれを許します。島本虎三君。

○島本委員 大臣がいまおりませんので、その間、直接大臣に關係はありますけれども、その他にも關係のある問題について、この際明らかにさせてもらいたいと思ひます。

いよいよ家内労働法が充足する日も近いわけでありまして、家内労働關係でやはり危惧されてゐる点が若干あります。その若干ある危惧されてゐる点、こういうような点は何としても解明しておかなければなりません。家内労働手帳が今後出されることになつても、何らそれに対して恩典がないではないか、恩典がないままに發行するのでは無意味じゃないか、こういうような声があるわけでありまして、これはまさに、家内労働手帳を發行するためにしかるべき恩典があるといふことは明瞭にしておかなければならないことは論をまします。そして明瞭に恩典をうたつて普及することになれば、まさに一石二鳥である、こういうようなことになるわけでありまして、

しかしそれにも増して家内労働法、この適用になる家内労働者、こういうような人たちが百四十万人にも及ぶという推定があるのであります。それらの人たちはやはり家内労働者として、退職金や労災保険や社会保険や失業保険、こういうようなものは、家内労働者自身の負担にならないようにしてこれらを実施してやらなければならぬといふし、してほしいものだ、こういうような声もないわけではございません。私はそういうような観点から、家内労働者の社会保険はどういうふうな考へてゐるのか、この点についてまず議論を展開していきたい、こういうふうに思ふのです。家内労働者の社会保険についてどう考へておりますか。

○和田政府委員 お答え申し上げます。

家内労働者の社会保険問題につきましては、臨時調査会におきましても家内労働審議会におきましても、非常に御熱心な御討議がございました。この討議の過程では、家内労働者は確かに雇用労働者ではないけれども、雇用労働者的な見地から社会保険を考へるべきではないか、こういうご意見も出ましたわけでございます。しかしいろいろ審議を尽くされました結果は、社会保険制度につきましても、今後さらに検討をしていくべきだ、こういう趣旨の答申が最後に出たわけでございます。これはもつぱら性格論からまいったものでございまして、家内労働者は、この法案の定義にもございまして、いわゆる人に使用されるものではない、そういう意味における使用従属關係がないことを前提にいたしてこの法案を形成しておりますので、人に使用され、使用従属するといふたてまえの社会保険關係のものを入れるのは非常にむずかしいであらう、こういうような結論になりました。社会保険制度に対しては今後さらに検討をする。しかし、雇用労働者という性格としてつかまえない、一般的な意味における社会保険制度はもちろんなるわけでございますが、その点については当然それぞれのものを所管される各省において、社会保険制度全体の問題として考へをいただくということでございます。

さらに、労災保険の問題が出ました。労災保険につきましても、これは労災保険のほうに特別加入制度というものがございまして、雇用労働者でない者につきましても特別の加入制度を認めていく。俗にいわれる一人親方、こういうような方に対する特別制度がございまして、その制度を活用することによつて、家内労働者のうちで危険及び職業性の疾病の危険度の高いものについては特別加入を認めるべきであらう、こういう趣旨の答申があつたわけでございます。それを受けまして、労働省としましては、今後新しくできます家内労働審議会の御意見を聞きつつ、労働者災害補償保険審議会のほうにおきまして、特別加入について、前向きな姿勢でこの特別加入を認めるようにしていこう、こういうことになりました。現在では、いま申しました安全上問題のあるもの、職業性の疾病の出る可能性の強いものについては特別加入制度を認めようということになりました。その場合におきまして保険料が問題になります。特別加入制度は加入した御本人が保険料を払う、こういうたてまえになっております。そのたてまえは貫くけれども、実質的には保険料が委託者の負担になるような行政指導をするようにと、こういうことになっておりますので、私どももいたしまして家内労働法案が成立をしました際には、保険料は一括して委託者のほうで負担するような行政指導をさせていただきたい、こういう考へでございます。

さいます。

○島本委員 さすがに答弁をはぐらせるのはうまいですね。労災保険だけを聞いたんじゃないんです。

したがいまして法律案の構成として、雇用労働者であることを前提にするのはむずかしいわけでございます。

ございますが、それ以外の社会保険一般につきましては、どうも擬制適用制度が現在ないわけでございまして。それには各制度ごとにそれなりの理屈

でカバーしてやらなければならない、こういうふうに思うのですが、これに対しての考え方を承っておきたいのです。

す。これだけが社会保障ですが。それを丁寧にやっても、そのほかのやつは全部抜けてるでしよう。家内労働者は雇用関係がおつしやるように明確ではなくても、これは労働者であるということには変わりないわけです。あえて言うると、一人親方、こう言われるのかもしれないし、経営労働者、こう言われるのかもしれないし、それはいろいろ

それに対して、いま先生の御指摘の医療の問題あるいは失業保険の問題、これはいずれも雇用労働者を前提にした上での使用者の負担という構成になっております。その点は家内労働審議会におきましてもいろいろ御議論がございまして、当面雇用労働者の立場での各種社会保険を適用することは無理であろう、しかし一般的な意味にお

のあることでございますので、今日の段階で直ちにそれぞれの社会保険の法律の中に擬制適用制度を設けるべきだと言いつ切るのはなお問題があるだろう、こういう御趣旨のように審議会の審議を私ども承っております。だからそういう意味では、先生の言われるとおりのことも今後研究させていただきます。

○大野政府委員　現在の状態におきましては、先生の御指摘のように、十二分にはいっておりませんことはなはだ残念であります。しかしながら今後、現在の国際情勢あるいは国内情勢からいっても漸次これを改善していき、一日も早く、可及的すみやかにやるようにしたいと考えております。

いふ言われるのには相違がありませんけれども、労働者であることには変わりありません。したがって、彼らに対する社会保障、こういうようなことに対しては一般の被用者並みの水準を維持してやることは肝心だと思つてゐるのです。それは当然でしょう。したがって、この家内労働者に対しての医療、老齢保障及び失業保障、こういうようなものの制度の適用、こういうようなものが大事になるのです。あえて労災だけを聞いたのじやないのです。保障というとき、当然、病氣になったとき

ける社会保険制度全般の問題としては、國民でありますから当然その適用対象になる、そういう場合に非常に労働においの強いこういう家内労働者に対する社会保障、あるいは具体的に言いますれば失業、医療、そういうような問題についてはさらに今後諸般の制度とのかね合ひで検討を続けていくことが望ましい、こういうのが家内労働審議会の答申でございますので、いま先生のお話になりましたような意味合いも込めまして今後検討をさせていただきます、かように思います。

○島本委員 どうもだめです。そういうようなのは長々言ったつてだめだ。時間の関係上ことばを簡潔にして、だめならだめだといって引つ込みなさい。老齢の場合、厚生年金に入れてやったらいいじゃないか。これに対してもやはり雇用の関係がない、こういうようなことになってだめなんです。この点だけはだめかいいか、これだけ一つ言ってください。

○和田政府委員 現在のところでは残念ながらだめでございます。

○島本委員　熱意と意欲はわかりますけれども、そういうことを言つても官僚が言うことを聞かないものです。こういうように指摘されなければわからないような状態じゃ困るのです。しかしほんとうにないのか、これをつくる場合に、通産省と十分連絡をとったかどうか、このことも私としては問題になるわけです。これは、通産省関係には小規模企業共済法というのがあるというのを聞いているのですが、これはどのようにして運営されていきますか。

の保障が一つ。それをいまあなたが言ったにすぎない。仕事がなくなった場合の保障、失業保険、これは何も言わないでしょう。それから老齢になった場合の保障、年金関係、多分にあるでしょう。これも何も言わないでしょう。少なくともこれらの三つを社会保障的な考え方、制度、こういう

○島本委員 依然としてやはり官僚的答弁です。失業した場合にはこれは雇用関係がないからだめなんだ、この前提に立ってだめだといえどだめなんです。何のために擬制適用ということばがあるのですか。労働者であるならばこれは擬制適用、こういうようなものも考えてやって、そして失業

○島本委員　そうすると、せっかく家内労働法をつくりながら、この社会保障的なものはおそらく、病氣になったときの保障と思われる国民健康保険、また労災保険関係は、これは特例による措置として認められる、それ以外は、今度は仕事になくなったときの保障も老齢時の保障もない、一

○齋藤説明員　小規模企業共済法によりますと、共済契約を締結することができる事業者は小規模企業者でなければいけないということになっておりますが、その小規模企業者の範囲は、第二条によりますと、常時使用します従業員の数が製造業等の場合には二十人以内、その他の商業、サービス等の場合には三十人以内、その他の商業、サービス等の場合には五十人以内、その他に限定されてお

うように言うじやありませんか。これは労災だけを言っていたって何にもならぬですよ。そういうようなことであなたも肝心なところをばぐらかしちゃだめですよ。それで、どう考えているか、言ってください。

したときの保障の手段としてある、こういうようなことだつて当然考えられてしかるべきだと思うのです。失保に対しても、これは雇用関係がなければだめなんだ、これはもうはつきりわかつたのです。擬制適用という方法もあるのですけれど

般的だ、こういうようなことになってしまいうけです。そうなると、何らかの方法でこれはカバーしてやらないと、世界各国ができて、まだ家内労働法ができないから、日本ではこのことが問題になってから十年、ほぼ十年たってようやくでき

ス業の場合は五人以内の小規模の事業者であることということになっております。この家内労働者が小規模共済にかけ得るかどうかという問題でございますけれども、一応小規模企業共済法によります要件は小規模事業者であるということが要件

○和田政府委員　ことはが足らなかつたようでございますので、補足をさせていただきますと、先ほども申し上げましたように、雇用労働者という立場で家内労働者をつかまえることは今回の法案では少し無理でございますして、雇用労働者でないものについての家内労働法案というかっこうになつておるわけでございます。雇用労働者につきましては、基準法その他があるわけでございます。

も、せっかく家内労働法をつくりながらこの擬制適用さえも考えないのですか。これは委員長、大事なことですな。

○和田政府委員　いま先生の御指摘になりました擬制適用問題も、実は論議がございました。そういう意味からしまして、労災には一種の擬制適用が現在あるものですから、それで特別加入ということで労災のほうは対処することができたわけで

てきた。それなのに、依然としてこういう状態でこれを発足させるということになったら、これは手放しで世界に誇れるような法律ではない。このことだけははっきりしているわけです。この不利を何でカバーしてやるのか、これも問題だと思っ

のです。これは官僚ではだめですが、大野政務次官、こういうような不利な点は、失業した場合、または老齢の場合、こういうようなものは何らか

でございますので、事業としてそれを営んでおることが必要かと存じます。したがって、家内労働者の場合も、それが製造加工等の委託業務を業として営んでおれば、小規模企業共済法の対象になり得るかと存じます。

○島本委員　それだったら、もうこれははっきり二条で定義があるわけです。これはもう請負をすることになっておりますから、そのためにこれは

純雇用労働者と認めないんだから、認めない以上、請負をされていたら、これは小規模の企業者、こういうようなことに当然なるのです。これはなるのかわからないのか、労働省、これはどうですか。

○和田政府委員 先生が御指摘になりましたように、法律の第二条の第二項に家内労働者の定義が書いてございますが、これによりますと、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者からその業務の目的物たる物品について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者でありまして、さらに同居の親族以外の者は人を使わないということ普通の場合としておる、こういうものということでございますので、ただいま通産省のほうからお答えがありましたように、人を使用しておるといふ状態にはなりにくいのではないかと、かように思います。

○島本委員 そうすると、小規模企業共済法の適用は家内労働者は受けられない、これをここで断定することになりますか。これは大事です。

○斎藤説明員 小規模企業共済法では、事業主であることが必要でございますけれども、従業員を雇うことが必要でございますけれども、従業員を雇う従業員の数、製造業であれば二十人以上であつてはいいまいとか、商業、サービスなら五人以上であつてはいいまいということでございますので、従業員が一人もおりませんで、自分だけで事業を営んでおる事業主も小規模企業共済法の対象になります。したがって、家内労働者も、それが事業として継続してやっておられれば、小規模企業共済法の対象になります。共済契約が締結できると考えます。

○島本委員 通産省でそういうふうな……。労働省のほうでは、それに該当しないという理由はどこにあるんだ。とんでもないじゃないか。

○和田政府委員 私のことは足りなかったようでございますが、いわゆる俗に言う使用者という立場ではないということを御説明しましたが、小

規模企業者という立場にはなり得るといふ通産省の御答弁は、そのとおりでございます。

○島本委員 そうするとやはり、政務次官も御承知のように、社会保障関係の点では、病気になるたときの保障はまずあるけれども、仕事が終わった場合の、失業したときの保障だとか、老齢になった場合の保障というのは、まだ手薄である。こういうふうになった場合は、何らかの方法でこの不利をカバーしなければならぬ。通産省のほうでは、小規模企業共済法というのがある、それにこれは該当するものであるという見解がここで成り立つたわけです。そうすると、やはり今後は、このもう一つの方法として、これによってどこかの一つのカバーする方法も考えてしかるべきじゃないか、こういうふうなふうに思ふんです。これは次官、この点に対してはよろしゅうございませうか。これはもうそつちじゃなく、あなたのほうで……。

○大野政府委員 通産省において、そういうふうなものがあるという御指摘であり、労働者じやないじやないかというわけでありまして、もちろん私もそれは考えてないものではございませう。今後一日も早くそういうふうなものをつくるように努力して、そして救済方法等においても、もっと確立したものをつくりたいと考えておる次第です。

○島本委員 そうすると、これはやはり、小規模企業共済法という法律があつて、その範疇に入ると、こういうようなことはまずつきりしたわけですね。そうなりますと、その小規模企業者、こういうふうな中に家内労働者も入るとすると、これはもう名称のいかんにかかわらず、国民健康保険あるいは国民年金、こういうふうなものとは別に、小規模企業共済法に基づくところの措置というふうなものもあえてとり得るといふことになるわけですね。そうすると、通産省のほうに重ねて聞いておきたいんですが、御承知のように、国民健康保険、それと国民年金、これがあるんですけれども、そのほかに、かてて加えて、この小規模企

業共済法というものをくらざるを得なかったという理由、これをお知らせ願ひたいのです。

○斎藤説明員 ただいまの家内労働法にいます家内労働者は常に小規模企業共済法の対象になるかという点でございますけれども、先ほど申しましたように、事業として営んでおる場合に適用になることになっておりますので、反復継続してその事業が行なわれておることが必要かと存じます。したがって、一回限りの内職といったようなものの場合は、この業として営んでおると認められない場合には適用にならない場合もござい

ます。それから、小規模企業共済の目的でございますけれども、これは法律の第一条に書いておりますが、小規模企業者の相互扶助の精神に基づきまして、小規模企業者が事業を廃止したりいたしました場合に、その後の転換のための資金を確保するとか、あるいはその後の生活の安定の資金を確保する、そういう目的で小規模企業者相互に掛け金を掛け合ひまして、一定の、たとえば廃業等が主たる事由でございますけれども、事由に該当する場合には共済金を払う、こういうふうな仕組みで、いわば小規模企業者の相互扶助的な制度でございます。

○島本委員 そういたしますと、小規模企業者との家内労働者、これらに對しましてこの小規模企業共済法が適用されるとしても、この制度が対象者の福祉の増進にだけ役に立つかという点でも、まだ若干の疑問がないわけじゃないかということに相なります。いまも説明がございましたが、その法律の第一種共済契約によりまして、一、事業を廃止した場合、二、疾病、負傷または死亡した場合、三、六十五歳以上で掛金を二十年以上納めた場合、この三つの場合に共済金を支給する、こういうふうなものがたてまえてなっているようでありまして。そういたしますと、事業の廃止、これは二条の三の一号、ここになりますけれども、小規模の企業者や家内労働者、これはもうそれを業としておる該当する家内労働者に対し

て、失業保障の制度としてはこれしかない、こういうふうな考えていいものだろうか。それと同時に、失業保険の任意加入者として認めることができないのかどうか。これもやはり依然として問題として残るわけでありまして、この点は、両省にお伺ひしておきたいのですが、どんなんですか。

○和田政府委員 失業保険につきましては、私どものほうからお答えさせていただきまして、失業保険は五人以上のものについて一応現在適用になりまして、将来は全部の雇用労働者に適用になります。これも先ほどお答えしましたように、雇用労働者ということが前提になっておりますので、任意適用制度がいまの法律にはございませう。そこで、現行法では無理でございますが、将来の問題としては、私も研究をさせていただきます。

○島本委員 なるほど現行法では五人以上の人は強制で受けけれども、任意加入というやつだつて、これは考えられないわけじゃないでしょうか。任意加入というところでこれは考えて実施してやるかどうか、また、やるべきじゃないか。任意加入者と認めることができるかどうか、これをやるべきじゃないかということなんです。それでなければ、この小規模企業共済法の中ではなかなかその実をあげることができないような内容であります。そうすると、それを適用することができるとする家内労働者でもなかなかそれによるものが、困難であるし、制度としても十分ではなさそうである。そういうふうなことになる、やはり失業保険の任意加入者ということと認めてやつてしかるべきじゃないのか、こういうふうな思ふわけなんです。これはやはり重大なポイントなんです。通産省のほうでは、小規模企業共済法の場合なんかには、ほんとうに制度としてこの程度が万全なものでしょうか。これで満足に運営されていきますか。

○小宮山政府委員 お答えいたします。この法律が万全かといわれますと、これは五年ごとに見直しをすることになっております。来

これが時期に入りますので、この点はいろいろ考
えまして改正をしていきたいと思っております。

○島本委員 そういふふうにして、家内労働法が
出てこの問題を先にやったら、その内容で十分
説明しなければならぬ点があるのです。家内労働
者そのものの範囲にも三種類あるのだ。こうい
うふうなことになる。そのうちの二種類はこ
こに該当するのだから、家内労働者は現在小
規模企業者共済法、小規模ですからおそらく一
人でやる経営者でもこれに該当するのだから、ま
さにこの家内労働者のこれを専断的にやっていると
人は当然該当するはずなんです。ですから、ま
た十六万人くらいしか該当者がいないのだそ
うじゃありませんか。この家内労働者のほうで
も、適用人員百四十三万もあるそうですね。そ
うなると、通産省側のほうでもこの法律を宣伝し
ているのが宣伝していないのか、共済法であるから
そういうふうなものに対してあまりPRもしてお
らない、その結果両方の接点があつてしまつて
からかういふふうなことになるのじゃないか、こ
ういふふうな思ふわけなんです。私はそういうよ
うな点からして、小規模企業共済法、この第二条の
三の二は「疾病、負傷又は死亡」による共済金の
給付なんですけれども、この制度は家内労働者が
疾病もしくは負傷により仕事ができなくなった、
こういう場合にも当然これは適用されてしかるべ
きものである、こういうふうな思ふわけなんです。

○小宮山政府委員 その場合掛け金の納付を続け
ておれば、そのとおりでございます。

○島本委員 したがって、家内労働者等には一般
日雇健康保険並みの傷病者手当の制度が適用で
きなためにこの制度をつくらなければならない、また
これも当然利用できるのだ、こう考へていただい
て、疾病のじやないかと思ふわけなんです。そうすると、疾病の
ために労働に従事することができないで報酬を得
ることができないときは、第四日目から一日につ
いて標準報酬日額の六割相当を六カ月間支給する
というたてまえになつてゐるのが政府管掌の健康
保険、こうなつておるわけなんです。そうすると、政

府管掌の健康保険でも家内労働者に対しては適用
がないとすると、ますますもって、法律をつくつ
ても、家内労働者は一人親方としての小規模企業
共済法、これによつてもほど遠いし、またこの政
府管掌の健康保険、これに入つても優遇措置も受
けられない。こういうふうなことになるれば、これ
はやはり法律をつくつても、現行のいい制度もな
かなか利用させられないというふうなことは、こ
ういふふうに思ふざるを得ないわけなんです。これ
は申しわけありませんが、小規模企業共済法なんか、
ほんとうに払い込んだ金に利息をつけてた返し
程度のものにすぎない状況なんです。ですからこ
れも完全ではない。また制度そのものの適用とい
うことになりまして、これは残念ながら労働省の
ほうの考え方も、せっかくこれをつくりながら画
竜点睛を欠いておる、こういう親なきにしもあら
ず、こういうふうなことに相なるうかと思いま
す。それでせっかく適用できるというふうな法律
である場合には、これも改正する時期に来てい
るんだというふうなことであるならば、あわせて政
府管掌の健康保険、それと小規模企業共済法、こ
れあたりでも結局社会保険的な面を持つのであり
ますから、その点は名前が保険であつても共済法
であつても考へてしかるべきじゃないか。これは
国庫負担なんです。失業保険の場合は四分の一、
国庫負担、これは三百九十五億ほどおるわけ
なんです。労災保険の場合は十七億、給付費のみ
に於いての負担があるわけなんです。それから政府
管掌の健康保険の場合には、議論になつたとおり二
百二十五億も負担しておるわけなんです。それから
厚生年金の場合には給付費の二〇％の国庫負担、
これは坑内夫の場合には二五％、事務費全額国庫
負担になつておる。国民年金の場合にもおおよ
ね保険料総額の二分の一の国庫負担、福祉年金は
全額、一般失保の場合は四分の一、それから日雇
いの場合には三分の一ですか、そうすると国庫負担
の全額が三百九十五億、こういうふうになつてお
るわけです。少なくともこれは社会保険的な運営

の中に一つの補完的な役割りを果たさせる、そし
てこの不利をカバーさせるための一つの補完的な
運用にするというならば、もつと国庫負担の点を
十分考へて、この三つの種類に分類されると思
われる家内労働者のうちの二つはこれが適用にな
るはずですから、こういうふうな面においても十分
これはカバーしてやるべきじゃないか。この点は
十分考へて、今後の改正の資にしておいてもいい
たい、こういうふうに思ふわけなんです。

もう一度、この件に対して両省の政務次官か
ら、これは官僚答弁じゃなく、皆さんの決意を込
めて伺いたいと思ふのです。基準局長からは何も
聞かぬでもいいですから……。

○大野政府委員 先ほど申し上げましたように、
前向き姿勢でも十分に取組んでいく所存
であります。もちろんわが国は平和国家であり、
なおかつ社会福祉あるいは社会保障というものの
充実を目ざしておる今日において、いまだ不備な
点もございまして、その前段としてまずこ
の法案を通し、そしてまた不備な点は十二分に補
足してやういふ心がまえでおりますから、どう
かその点御了承賜りたいと思ひます。

○小宮山政府委員 共済制度については、先生の
お話のように来年五年目になりますので、その見
返しをしなければならぬので、ぜひそういう点
も勘案して今後とも前向きでやりたいと思ひま
す。現時点においては、政府出資が四億ござい
ます。それから事務費については三億補助をいた
しております。

○島本委員 それでも少ないですね。ほかのいま
私がいろいろ読み上げたものに比較したら、相
当少ないです。まだ社会保障的じゃないから、そ
ういふことを主張しないから、またそういうふう
に活用しないから、それからはずされるから、そ
の程度なんです。おそろくは家内労働法ができた
あとはそれを適用する人も当然あるわけですか
ら、その場合においても十分国のほうでもあた
た、こういうふうに思ひます。

それとあわせて、この二条の三ノ三に、六十
歳以上で二十年以上掛け金を納めた者に対して
のみ一時金、こういうふうなことでございませ
ん、厚生年金並みにこれは六十歳以上にやはり改
正してしかるべきじゃないか、こういうふうに思
うのです。この点等についてはどうですか。

○斎藤説明員 御指摘のように、老齢給付の場合
は六十五歳以上で二十年以上掛け金をかけた場合
というのが条件になつておりますけれども、本来
この共済法の目的が事業の廃業の場合のあとの転
換資金なり生活の安定資金というものを共済金と
して給付するというのがねらいでございます。ま
で、老齢給付というのが本来の目的ではございま
せん。そういう事情もございまして、一応六十五
歳といたしておりますが、さらに御指摘の点は検
討してみたいと思ひます。

○島本委員 もう少しやりたいと思ひましたが、
建設のほうで待つてゐるそうですね、これ一つ
だけに限つてやつてもらひますが、いま申し上げ
たように、通産省のやつてゐるこの小規模企業共
済法、これはわずか十五万程度しか加盟者がな
いというふうなことです。百四十三万も家内労働
者は数えられるのです。また一説によると三百万
名もいるという。こういうふうなことになるので
あるのです。しかしやはり依然として十五万程度の
小規模企業者の共済法の適用程度では、これはど
うにもならないと思ひます。ですからその点は家
内労働法の成立にかんがみて、今後この適用拡大
の努力は当然すべきだ、こういうふうに思ひま
す。ひとつ決意を聞かしていただいて、それで
あなたのはよろしゅうございませう。

○小宮山政府委員 先生のおっしゃるとおりに前
向きに検討していきたいと思つております。

○島本委員 そういふふうなことでございませう。
私があえて申し上げる必要もないほど、これはも
う労働者であるといつても家内労働者の場合は労働
者じゃありません。じゃ企業者であるかといつても、
いまのようにつかかるところがある。家内労働
者の場合はいづれのほうをとつても——普通の雇

それとあわせて、この二条の三ノ三に、六十
歳以上で二十年以上掛け金を納めた者に対しての
み一時金、こういうふうなことでございませ
ん、厚生年金並みにこれは六十歳以上にやはり改
正してしかるべきじゃないか、こういうふうに思
うのです。この点等についてはどうですか。

用関係にある労働者、またはもうこれは一人でも経営者ですから、そういうような場合には、いずれをとつても世間並み以上にこれを優遇してやるのでなければ、これらの恵まれない人に対しての今後の手厚い保護にならない、これは言うまでもないほどはつきりおわかりのとおりなんです。私はそういうようなことからして、大野政務次官、ことは前向き前向きといういいことばですけれども、指摘してみると実際はまだまだあるのです。家内労働者の社会保障、いま私のほうでこの面を、軽労働者である、また経営者である、この考えのいかんを問わず、病氣になった場合の保障はまずまずであつても、あとは仕事にならなくなつたり老齢になつたときの保障は一般の国民並みであつて、あえてもうこれはそれ以上の恩典は何らない。手帳は出す。手帳を出す以上、こういうような点についても十分恩典を与えてやるように考へるのではありません、今後手帳そのものに對しても十分浸透もしないだろうし、運用いかによつては今後これがあまり活用されないんじゃないか、こういうような点も私自身としてはおそれるわけなんです。したがつていまいろいろありましたけれども、失業保険の適用の問題、厚生年金を適用させる問題、こういうような問題は、現在のところではまだ雇用関係がないという事実のもとに不利な状態に置かれてありますが、この不利をカバーするためには今後十分皆さんの努力を期待しなければならぬ、こう思つてゐるのです。私の言うのは決して無理じゃないと思ふのです。これは政務次官、二つだけは重要ですから、今後これだけは忘れないで十分の手当てをしておいてほしい、こういうふうに思ふのです。いま言つたの十分おわかりですね。じゃ決意を聞かしてください。

○大野政府委員 ただいま先生御指摘の失業保険あるいは厚生年金等において、一方においては事業主あるいは雇用労働者、そういうようないろいろなむずかしい問題点がありますけれども、その点についても一般国民並みじゃないか、その他の

ことについては一般国民並みじゃないかというお話であります、もちろん私も先ほど申し上げましたように、その点についても、今回提出のこの家内労働法の中において不備があるんじゃないかというところ考へ、またその点についても前向き姿勢で今後進んでいきたいと思つておりますから、こゝろはどうかひとつよろしくごんじやく賜つたと思ひます。

○島本委員 委員長、十一時十五分になつても大臣まだ来ないのですか。

○倉成委員長 急がせましょう。

○島本委員 いや政務次官、あなたが答へることは全部大臣が答へたのと同じような重みを持つことにしてこれから進めていきたいと思ふのです。これは委員長も聞いていますから、そういうふうにして、あとからそういうような意味じゃないということがあるように、こゝではつきり確認をしておいてもらいたいと思ふ。ことに基調局長は御存じのようになかなか能弁家であつて、能吏でありますから、言を左右にしているの糊塗するくせのある人ですから、今後これに對して十分カバーしておいてもらいたい、こういうふうに思ふわけなんです。

私があえて聞きたいのは、低い工賃だとか劣悪な労働条件、非衛生的な作業環境、こういうような中で長時間労働をせられておつた。しかも継続的な仕事の保証もされない、そして無権利の状態に放置されておつた。これがいままでの家内労働者の実態であつたわけでありまして。しかしこういうような状態を是正するために、また世界的な一つの流れのもとに、十年間の準備期間を置いてようやく提案されたのがいま審議中の家内労働法、こういうようなことになるわけなんです。御承知のようにGNPは自由主義の国で二番目を誇つてゐるわけなんです。しかしながら、いまごろになつてこの家内労働法を提出された。まさにおそきに過ぎた、こういうふうな感じがしないわけありません。しかし提案された以上、これは憲法で保障された健康で文化的な生活を営む権利を家内労働者に保障す

るために、これを十分審議し、そうして政府もその趣旨を体して、答弁はもちろんですけれども、今後十分誠意を示しておいてもらいたいし、修正すべきは修正してもらいたいし、そして検討事項については、いままでも答弁ございましたが、十分検討してもらいたいし、それで附帯決議が出されなければならぬ、当然その意に沿つて今後関係各官庁を通じて積極的な態度をとるべきだ、私はそういうふうな思ふのです。これは大臣に決意を聞いてから入りたいのですが、まだ依然として来ません。この決意だけはあなたに聞くのも大臣と同じことです。ひとつこれをはつきりさせておいてもらいたい、こういうふうな思ふわけなんです。

○大野政府委員 附帯決議等につきましては、もちろんその御意見を尊重して十二分に配慮してやつていく所存であります。

○島本委員 附帯決議等についてはということですが、これらは今後審議の過程で、いま言つたように附帯決議だけじゃない、その内容等によつて各省庁にわたる場合もあるわけなんです。その場合に、いまのように連絡が十分でないというやうな結果もここに露呈されたわけなんです。今後これを通した場合には附帯決議についても、また検討事項としていろいろ言われた点についても、あるいはまた修正すべき問題があつた場合には、進んでそういうやうなことに對して誠意を示すべきである、こういうやうなことなんです。だからいまのように附帯決議だけじゃない、修正するものは、附帯決議は十分守る、検討事項は今後身をもつて十分誠意を示す、こういうやうなこと、これに依つてやつてもらいたい、こういうやうなことなんです。これは当然過ぎるほど当然なことなんです。私はそのようにやります、こゝろあえてもう一回言つてください。

○大野政府委員 審議の過程においていろいろな問題が出た場合に、意見が一致を見、あるいはその点においてやるべきことがあれば、これは十二分にしんじやく、またそしやくいたしましてやつていく所存であります。

○島本委員 今度は家内労働法制定についての今度の問題点について、逐条ごとに承つていきたい、こういうふうな思つております。まず、私どものほうでは、前にも申し上げましたように、家内労働者、こういうことになりまして、なかなかこれは把握したいやうな状態にあるわけなんです。そうして、この業者に対する規制、こういうやうなものは、内職者の権利を擁護するために、今後これをきびしく規制するのではありません、いままでの考へのように、ただ追従するだけでは、この法律も十分に実施されるやうなことにならない。すなわち悪質業者に對しての取り締まりを嚴重にするということです。これは刺しゅうまたは弱電、こういうやうなところに見られるのだ、そうでありまして、誇大広告で人集めをするが、しかし内容はそれとおりじゃない、悪質と思はれるやうな業者もいる、こういうやうなこととあります。これではせっかく法律をつくつても、家内労働者の権利を擁護することにはなりません。そうして、契約については、いままでは口約束でやる習慣が多かつたわけなんです。したがつて、業者の押しつけ、またこの習慣等に押されて、口約束だけではつきりした雇用契約を文書にあらわさないままであつておつた。こういうやうな傾向があるわけなんです。この傾向のあらわれとして、法律ができて、いまだたたらいろいろ抜け道を考へながらやるやうな傾向さえないわけじゃない、今度労働基準法で定められた罰金を払つて違反しても、もうかるならばあえてそれをやりかねないやうな状態であります。また、以前に私どもが十分に知つておりますけれども、横浜、神戸、このやうな港では、港湾労働法ができて、そういうやうなことができないはずなんです、依然として中間に手配師がはびこつておつて、そうして事故が盛んに起きておつた。そうして手配師があることを断たない。法律で禁止されてあつても、そういうやうなものが平気で出てくる。どこかに抜け道があります。私は、こういうやうな観点からし

て、いまだで言ったこの抜け道がわかります。基準法の場合は罰則が少な過ぎる。港湾労働法の場合には、ただし書きによってあとから緊急と認められる場合には届け出なければいい、こういう抜け道があるから、それを利用して手配師がはびこっているのです。この家内労働法の中にはそういうふうな観点も十分注意しておいて、抜け道だとか、それを利用する悪質業者がはびこるようなことのないように十分配慮しておかなければならぬ、こういうふうに思っています。これが第一点ですが、これをどう考えますか。

○和田政府委員 先生御指摘のように、法律には確かに抜け道といえますが、裏通りといえますか、そういうものがとくありがちでございまして、いろいろな勉強をしてはそういう努力をする悪徳業者もおるわけでございまして。家内労働法案につきましても、先生の目からごらんになりますと、ずいぶん不備な点が多かるうと存じますが、家内労働法がきわめて複雑多岐であり、しかもそれぞれの家庭で行なわれることがほとんど原則であるというふうな事情を考えますと、一気に理想的な法律にまで持っていくという事は非常にむずかしい事情にあると思えます。そういう意味で、私どもとしては、ただいま先生から御指摘のありましたような悪徳委託者によって不当に家内労働者が損害を受けるといふことのないようにということとをまず第一の前提といたしまして、必ず委託者と家内労働者の間には家内労働手帳を設けて、契約条件をはっきりさせる。家内労働手帳という文書の形ではつきりいたしまして、口約束で事を済まされないうようなことにしたい、こういうこともその一つでありますし、工賃につきましても、極端に低廉な工賃というものはいろいろ問題がありますので、最低工賃制度を設けて、それ以下の工賃を払わせない。あるいは安全とか衛生、けがの問題、病気の問題がございまして、これも実情に応じた安全衛生の措置を講ずるといふようなことを、当面の緊急な問題として今度の法案で規定をしようとしておるわけでございまして、

ので、いろいろむずかしい問題があることは十分意識をいたします。

それからなお、この法案が成立をいたしました、行政措置が浸透していくにつれて、漸次内容の充実をはからしていただきたい、かように考えますので、御了承いただきたいと思えます。

○島本委員 いかに法律をつくっても、その抜け道があるといふことは言う必要はないほどはつきりしています。また、その罰則等についてあまり量刑輕きに過ぎれば、それをあえて無視しても違反を犯す、こういうふうな悪徳業者がなきにしても、それは指摘される点が多過ぎますから、この点は、実施にあたっては十分配慮する必要がある、ということをはつきり申し上げておきたい、こう思っています。

それと、このいわゆる家内労働者の対象の範囲、これはどういふふうなことになるか。専業的、内職的、副業的家内労働者、この全部とすのか、それとも、そのうちの何かに限っては後別に考えるのか。この対象の範囲を明確にしておいてもらいたい、こういうふうに思っています。

○藤縄政府委員 家内労働法の対象は、そこにございまして、御指摘の専業的、内職的、副業的家内労働者、三つの類型的家内労働者を全部包含するものでございまして。

○島本委員 あえてお伺いしますが、同居の親族以外の者を常時使用してないものに限り、外来補助者の使用といふもの、これはどういふふうに考えているのか、この点も、この機会に、法には書いてありますけれども、明確にしておいてもらいたいと思えます。

○藤縄政府委員 御指摘の点は、家内労働審議会でも非常に御議論がございました点でございまして、答申では一応いま提出しております法案にございまして、常態として他人を使用しないものに限り、ということになったわけでございまして。

しかしながら、この点は外国の立法例等もございまして、またそういう必要性が将来生ずることもあるかもしれないので、今後とも審議会等の席で十分議論もございまして、私どもも検討をいたしてまいりたいと思えます。いずれにしても、法律で言っておりますのは、常態として他人を使用しないといふこととございまして、たまたま臨時に他人を使用するといふふうなものは、これは家内労働者に入らないうございまして。

○島本委員 常時使用してないもの、それならば臨時に使用するものはよろしい、どの程度を臨時として見るのか、十日のうち一日が臨時か、二日か臨時か、五日か臨時か、九日まで臨時か、こういうふうなことになるか、当然その範囲によって、考え方が違って、今後政令、省令、こういうふうなものによって、これが死ぬか生きるかの重大な問題になり得る。この常時使用してないものに限り、そうすると臨時に使用しているものはよろしいといふことになります。その臨時の範囲はどの程度を考えておりますか。

○藤縄政府委員 御指摘の点はまことに千差万別の状態にございまして、一律に何人、あるいはどういう状態といふことを規定することはなかなかむずかしいと存じます。

ただ、答申の御趣旨も、法律論としては一応割り切るけれども、しかし、できるだけ実態に即して処理をするという考え方でございまして、できるだけ臨時の範囲を幅広く、実情に応じまして、たとえば地域なら地域を包括的にとらえて適用ができるような、そういう弾力的な考え方で今後臨んでまいりたいと思えます。

○島本委員 仲介者というふうなものがあつたとしても、この仲介者といふのはどういふものなんでしょうか。

○藤縄政府委員 家内労働は、先生御承知のように、大部分が家庭内等で行なわれているのが実情でございまして。したがって、委託者から物品等を持ってまいります、あるいはまた製品を集めます、あるいは代金を支払うといふようなことが

ございまして、実際問題としてそこに仲介人が存在しているといふことが事業全体の流れを非常にスムーズにするといふ面がございまして。現に私どもの調査でも、全国で委託者は十万人、仲介者ばかりありますが、そのうち代理的な仲介者が約一万一千、それから請負的な仲介者が一万一千、大体二万二千ばかりの仲介者がございまして。そういう実情にございまして。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕
○島本委員 家内労働者に対して仲介人がいて、工賃のピンはねをしていく向きもある、こういうようなことも聞くのですけれども、これは特別規制をしないのはどういふわけですか。

○藤縄政府委員 先ほどお答えいたしましたように、実情をいたしまして仲介人の存在が必要な場合が多いわけでございまして、実際問題といたしまして、その場合に五ないし二〇%程度の仲介手数料といふものが支払われているのが実情でございまして。そこで、委託者から払われる工賃につきましても、今度家内労働手帳で工賃の額が明確になるわけでございまして、その工賃が払われていなければ六条違反になるわけでございまして、そういう意味でも、仲介人のピンはねそのものについての規制ということにはなっておりませんけれども、六条の制度あるいは最低工賃制度の適用というところで、ともすれば起りかねるピンはねといふようなことは、今後防いでまいることができるといふふうに私どもは考えておるわけでございまして。

○島本委員 仲介人とは請負的仲介人、代理的仲介人、こういうふうなことになるっており、請負的仲介人の場合は委託者、それから代理的仲介人の場合は運びだとか取り次ぎ程度である、従業者とみなす程度のものである、大体こういう見解のようでありまして。そうすると、なぜこれを法にはつきり明記しないのですか、この理由をひとつ説明願いたい。

○和田政府委員 お答え申し上げます。いま先生が御指摘になりましたのは、実態的に

そういうように分けた場合に、そういう二つの種類の仲介人があるということでございまして、代理的仲介人はまさに従業者そのもので委託者の一種の走り使いをする、こういう意味のものでございまして、請負的仲介人といふのは、法律的にいわばむしろ委託者でございまして、ある業者から委託を受けて、自分の責任で家内労働者に委託をする。法律的にいいますと、後者の場合は委託者、こういうふうで処理されますので、法律論といふよりも、先生おあげになりましたが、実態的にはそういう様相がある。それを法律的に整理をいたしますと、代理的仲介人のほうは、これは委託者とその代理人という関係でありますし、請負的仲介者といふのは、法律적으로는委託者だ、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○島本委員 では仲介者の中には、請負的仲介者の場合は、これは委託者として法によつてはつきり罰則も伴つて運営される、こういうふうなことがあるならば、仲介者ではなくてこれは委託者である、こういうふうなことになるわけで、仲介者といふことになる何れも載らないわけだ。これは実態的には運営の面では仲介者であつて、法的には委託者なんだ、こういうふうな見解のようであります。請負的仲介人の場合には、これは仲介人といわないで委託者と、こう言うべきじゃないか、こういうふうに思ふわけです。

○和田政府委員 先ほど申し上げましたように、仲介人といふものにつきましては、法律的には仲介人といふことを全然使つておりません。仲介人といふのはいわゆる実態を一応いつたものでございまして、それを法律的にはどういふように構成をするかといふのは多少観点が違つたわけでございます。代理的仲介人と申しますのは、自分の名前では家内労働者にいろいろなことをやらないのでございまして、これはあの人に頼まれてあなただのところに持つていきますよと、こういうふうな言い方をするのが代理的仲介人、それに對しまして、請負的仲介人と一般にいわれておりますの

は、その人の名前で、たとえば私が請負的仲介人でございまして、私がその家内労働者に、こういうものをつくつてくれ、こういう加工をしてくれと頼むのでございまして、私の責任で工賃の支払いその他をやるのを請負的仲介、こういうことになっておりまして、法律的にそれをいいますと、後者の場合は委託者、前の場合は自分の名前ですけれども、その代理人といふふうな構成をしております。

○島本委員 何としても仲介者の扱いについては、実質的にも名称の上から見てもまぎらわしいものがある。ですから、この請負的仲介者は委託者、こゝろみなしてやつていくからいいと言ひけれども、それと類似の行為をした者に対しては何ら手の施しようもなく、法律からはこれは全部適用除外になる、こういうふうなことになります。

そうなりますと、そのけじめをどこでつけるのかといふようなことも当然問題になりますから、運営上これは今後十分気をつけなければならぬ問題じゃないか、こういうふうに思ふわけですが、ともとも仲介人の存在、このものに対して意識してこの立法作業をしたのかどうか。そういうものが漏れてしまつておつたので、あとから、請負的仲介人の場合は委託者とみなしてそういうふうな運営をすることになったのか、まあどうかかわりませんけれども、この辺にまずあいまに運営される一つの太もどがあるのじゃないか、こういうふうに思ひます。ひとつ運営の面においては、十分気をつけなければならぬ点だ、こう思ひます。私は、この点が今後あいまに運営されたならばしり抜けになるおそれがある場所だ、こう思ふのですが、ここは絶対私の心配はないといふようなことに理解したいんだけれども、できるやうに答弁してください。

○藤澤政府委員 請負的代理人につきましては、いま局長から御答弁申し上げたとおりでございまして、代理的仲介者についてしり抜けになるのじゃないかといふ御指摘でございまして、この法案の三十六条には罰則規定がございまして、そこ

で、代理人、使用人その他の従業者が違反をしたときには「行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、各本条の罰金刑を科する。」といふ条文がございまして、行為者を罰する行為者罰の規定がございまして、御指摘のような場合には、その代理的使用人そのものを処罰するといふ体系になっておりますので、そこで押えることができるというふうに思つております。

○島本委員 請負的仲介人は委託者として罰則の適用を受けるけれども、代理的仲介人は単なる運びであつたり取り次ぎ者であつたり、これはこういうふうな法的ないわば重大なる資格を持たない者であるから処罰の対象にならない、單なる従事者である、こういうふうなことにわれわれは説明を受けてまいりましたが、そうするとあなたはいまの説明とは違ふのです。これはひとつ、私の言うことが間違ひなのか間違ひでないのかよくわかりませんが、そこをこの際はつきりしておいてください。それじゃだめだ。

○藤澤政府委員 御説明があるいは間違つておつたかもしれせん。恐縮でございしますが、いま御説明申し上げましたように、請負的仲介人は委託者として、本人として罰せられることは当然でございまして、それ以外に本法案の三十六条で代理的仲介人も行為者として処罰される、こういうことになっております。

○島本委員 では次に進みます。そうすると、これは委託者の――当然仲介者を含めまして、いまなかなか把握できない、わからぬ、こういうのが実態であるやうです。ことに何段階も中に入るとなおさらこれが容易じゃなくなるわけですが、ことばでは簡単にそう言つても、これはなかなか容易なことじゃないのです。この品物なんだろうが、これもその品物にネームが入つていて初めてわかる、こういう状態でありまうから、そうでない限りはどこから来たのかわからない。仲介人が何べんも入つて持つてくるものもある、こういうふうなことも聞いておるわけですが、そうなりますと、当然委託者の定義の明確化

と把握と実施の方法、こういうふうなものに對しても、やはり明らかにしておかなければならぬのじゃないか、これは当然であります。

それで、委託者に対して、定義はなにですけれども、これを明確に把握する、この方法はどうかうようにしてやりますか。それと家内労働者の把握の方法、この両方の把握の方法についてひとつ具体的に御答弁願ひたい。

○藤澤政府委員 先生御指摘のように、從來われわれも家内労働者の調査をやりましたが、これはなかなか把握が困難でございまして、一般の工場労働と違ひまして、家庭等に存在しておる、あるいは場合によつて家内労働者であることを隠すといふような傾向もございまして、なかなか把握が困難でございまして。

そこで、この法案では御承知のように二十六条には届け出制度を設けまして、委託者は「委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働基準局長に届け出なければならぬ。」という規定を設けておりますのと、また、二十八条におきましていろいろ報告義務を課しております。また、労働基準監督官が常時監督をするという体制も整えておりますので、この法案が成立しますれば、従来よりは格段にその点は把握ができるやうにならうかと思ひます。ただ、それは申しまして、御指摘のやうに実態はたいへん複雑でございまして、そういった法的な手段だけでは不十分だと思ひますので、私どもも各地方のそれぞれの業者団体等を十分把握するやうにつとめまして、あらゆる方法でその実態を十分つかんでまいりたい、さうように思つております。

○島本委員 あらゆる方法で実態をつかむ。あらゆるですからあらゆる方法でしよう。しかし、具体的にはなかなかつかみ得ないといふのが実相な面です。ですから、これからやろうとしてもやらない面や、それから漏れる面や、また悪質に運営される面なんかもあることは初めからわかつておる。それに対して完全な把握、これは委託者と家内労働者の両面に対する把握が重要で、この点

については、まさに遺憾なきを期してやってもいい、このことだけは強く申し上げておきたい、こういうふうに思います。

ちよつと委員長について申しますが、これはどういふことなんでしょうか。大臣が来る来といつて、何かのうそみたいに、初めは十一時十分の予定だったのですよ。次に二十五分、三十分、次に四十分。四十分過ぎてもまだ来ないじゃないですか。あまりばかりにするのもいいかげんにしておいてもらいたい。十分という約束で行っているのです。この重要なのに何事ですか。

○増岡委員長代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○増岡委員長代理 速記を始め。

○島本委員 大臣、せつかく参りました。そして、いままでは大臣いなくても、大臣と同じ意味の次官によっていろいろ答弁をしてもらつて、言つたことはそのまま委員長のもとに確認してあります。ですから、今後もしやういふようなことと進めますから、時間だけはちゃんと守つておいてもらいたい、こう思うのです。

いままでやりましたけれども、家内労働法の中で家内労働手帳という点、これは大臣も知つておるうちに、第三条の中で「労働省令で定める」というのが幾つあるのですか。三条の中で「労働省令で定める」というのが全部で五カ所もあるのです。全部が労働省令で定めるような法律だった場合には、家内労働手帳を出してやっても、一体何が何だかわからないし、労働省でどういふような考えを持つてやるのか、省令が出ないで依然としてわからない、こういうことになつてしまふ。

それで、先ほどから言つていたとおり、家内労働法が施行されて、そうして十年も十分準備しました、大臣来る前にいろいろ論議をやつたのですけれども、これでほぼ完全かと思つたらほぼ抜けておるのです。ほんとうにこれはひどい。こういうふうにして、保障の点なんかほとんど野放しになつておる、こういうような状況なんです。まして家内労働手帳の点でも、いま十分に御存じの

ように、これをもらつても、自分らに恩典もなければ、ただ徴税の対象になるだけではないかというおそれがあるのです。ですから、これに対して税金その他で十分恩典を付与するのだければならないし、社会保障の面も、手帳をもらつた者に対しては特に認めてやるようにしなければならぬ。こういうふうにしてやつてきたのです。

残念ながら手帳の問題にこれから入ります。社会保障の面は通産との連携もとれておらない。そうして、一人親方というところの小規模経営者、こういうような立場からの連携もとれておらなかった、保障も何ら連絡がなかった。今後の問題として改正をするように要請しておいたわけです。今度労働省自体の持つておる法律の中でも、これは失業保険法の問題でも任意適用の問題にもなつておらないわけです。そうなりますと、今後この家内労働手帳の問題一つも労働省の掌中にあるわけです。勘定してごらん下さい。一つの条文の中に五つ労働省令によるというのがあるのです。ですから、第三条の手帳、こういうようなものは、省令がなければだめだといふふうに思われるほど省令ばかりの法律です。したがつて、こういうような省令の中に法律が埋没されておる、こういうような法律のつくり方、こういうのはあんまり芳しくないのではないかと、こういうふうに思ふのですが、今後の運営の面とあわせてひとつ、こういうことはしないようにしたいと思ふのです。省令にゆだねられ、省令の中に埋まつた家内労働手帳、第三条とあわせて、なぜこういうようなスタイルをとつたのか、これについて大臣に御答弁願ひたい。

○和田政府委員 法律構成問題でございします。まず私からお答えを申し上げておきたいと思ひます。

先生御指摘のように、この法案では、法律の規定に基づいて労働省令に委任をしたいという部分が相当多うございします。中身はごらんいただきますと大体事務的なものが多うございします。もう一つの配慮は、中央家内労働審議会に、委託者及

び家内労働者、学識経験者でもつて構成をします審議会をつくるわけでございしますが、その審議会にかけまして、実態に合はしていろいろの御議論を願つて省令をつくりたい、役人だけで断断でやるといふことでなくて、そういうことで省令をつくつてまいりたいと思ひますので、事務的な事項に対する省令委任が相当多うございしますが、これは家内労働という実態がきつめて複雑多岐であつて非常に多面的でございします。それらのことをわきまえた方々の御審議も仰ぎながら省令をつくりたいという配慮もありますので、その点御了解をいただきたいと存じます。

○島本委員 じゃ、この委託契約をする人、これはだれなんですか。

○藤岡政府委員 委託契約の当事者は当然委託者と家内労働者となります。

○島本委員 そうすると、委託者というのは、これはどういふ人を委託者というのですか。

○藤岡政府委員 委託者につきましては、第二条の三項に定義をいたしておりますように、「物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品について家内労働者に委託をするものをいう」わけでございます。

○島本委員 したがつて、それはもう責任者というやうなことになる場合には、これは手帳交付の責任者、それから労働衛生の責任者または工場あるいはまた仲介人あるいは直接現金や品物を持つてきた人、こういうやうな人が責任者になるわけですか。そうすると、この範囲は一体どこなんだといふことが当然疑問になるのです。書いておるのとはわかる。書いておるのとはわかるけれども、こういうやうな手帳なんかの問題にかんがみて、一体どの辺が委託者なんだといふことを、ここにはつきりきめられないとわからない。私がわからないのが無理なのか、法律に書いてあるそれでわかつておくとあととそれがわからないのか、この辺あたりで、少しくどいかもしれないが、この家内労働者

の場合には特にこの点も重要な点です。というのは、大きいデパートがもうすでに家内労働者の手まで持つてきてこれをやらしている例があるので。その場合には委託者は決して三越ではないのです。ですから、そういうような実態を見る場合には、法律ではそう書いてあるからそのとおりだ、実態や上にはだれが委託者になるのだ、この疑問は当然生ずるのだ。ですから、いまあれを讀んだのは、法律に書いてあることで私が聞いてゐるのは、そういうやうな具体的な例からして委託者とはどの部分をさすのだ、これをはっきりしておいてもらいたい。

○藤岡政府委員 御指摘のように、家内労働の実態は非常に複雑でございまして、特にいまお話しのように、たとえば大きなデパートがブラウスなブラウスを発注をする、その間に問屋等がございまして、そして、場合によつてはまたその中に、先ほど御指摘の仲介人等が存在しまして、そして家内労働者にいく、こういうふうになつておるわけでございます。

そこで、いま御説明申し上げました法律でいつております委託者というのは、委託契約の当事者でございしますから、問屋が発注をしてやる場合にはその問屋が委託者になりますし、それから先ほど御議論のありました請負者の仲介人といふものが委託者になる場合もあるわけでございます。ただ法律上の委託者はそういうふうになります。でも、なおいまお話がありましたように、物品の運搬とかあるいは集荷とか、あるいは家内労働手帳を現実に持つて歩いてその人に渡す人とか、そういういわば業務に従事する人がたくさんおるわけでありまして、それが先ほどの代理的な仲介人になるわけでありまして、そこで、法制上もそういうものについての規制も必要でございします。先ほど御説明しましたように、三十六条の罰則規定というやうなものも設けたというのが経緯でございします。

○島本委員 これは大臣、いま言つたやうな答弁があつたのです。しかし、実際の法の旨点と思

○野原国務大臣　いろいろ伺っておりますと、なかなか複雑なむずかしい問題もあるかと思ひます。家内労働法の立法の精神というものは、御承知のとおりに家内労働者の待遇、労働条件等を改善して、安心して家内労働をできるようにしよう。したがって、この立法のねらいとするところは、あくまでも家内労働を行なっておる人たちのためになるような政策を思い切つてやうていこうというわけで、その趣旨から考えましても、家内

實際上の問題につきましては、ただいま先生が御指摘のように、こういうようにしたほうが便利ではないか、統一的に把握されて便利ではないかというようなことは、実際上の配慮のことになるわけでございますので、先生の御趣旨、私ども十分わかりますので、今後の運用の中で、そういう必要がある場合には、私どものほうで印刷をして、委託者に買わせてそれを家内労働者に渡すというような考慮も、今後実際を見ながら配慮をしてみたいと思います。

○島本委員　そのほうがいいと思います。というのは、委託者だけにやせると、あるいは虚偽

をお触れになりましたが、百六十円で受けてきたものを、実際家内労働に従事する人たちには六十円で契約した。まことにどうも、そんなばかなことがあってはならぬと思うのでありまして、そういうことがあればこそ実は家内労働法が必要だ、嚴重な手帳も必要であろうと思うのです。先ほど手帳のことにつきましては、行政庁がつくって、これを買わしたらどうか、委託者に買わせる、たいへんいい提案だと思います。これはやはり当

一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善をはかるために必要があると認めるときに、最低工賃について中央家内労働審議会または地方家内労働審議会に諮問をいたしまして最低工賃をつくるということになっておりまして、発議権は、そういう意味からいいますと労働大臣または都道府県労働基準局長が持つておる、こういうことになっておりますが、行政官庁が発議をいたしますには、いろいろの方面の意見その他を伺った上で発議をするというふうなことになるっております。そして、審議会にかけられましたときには、第九条で「異議

の申出」というのがありまして、関係者が一定の期間内に——この法律では十五日ということにしてありますが、一定の期間内に異議の申し出ができるようなことになっております。

それから、最低賃金のきめ方は、俗にいわれますが、リースレートによってきめるといふようなことになっております。

なお、審議会で審議をいたします場合には、必ず関係の労働者または委託者の意見を聞いた上で措置をする、こういうようなことになっております。

それから、最低賃金でございますので、法律の十四条で、最低賃金を下回る賃金をきめた契約はその限りにおいて無効になりまして、最低賃金として定められたおりのものを払わなければならぬ、こういうようなことになっておる次第でございます。

○島本委員 それで、この最低賃金、これは少なくて——家内労働者組合、団体、こういうようなものをすでに認められております。もうすでに充足している組合ももちろんあるわけですが、協同組合として充足しているものももちろんあるわけですが、そうなりまして場合には、労使対等の立場で、委託者と家内労働者の同数の代表で交渉し決定したその結果、こういうようなものについてはいまの法律と同じような拘束力をもってこれは実施させてやるべきじゃないか。当然これは民主的なルールによって認めてあげてもいいのじゃないか、こう思うのですけれども、このための努力は、いまの家内労働法にまさに画竜点睛を施すというのか、重要なポイントになるのじゃないかと思うのです。これは大臣、官僚のほうではちゃんと法律でこうやっておるのだからこれできめるのだと言いますけれども、これを一歩出て、やはり代表者できめたものに對しましては、法と同等の拘束力を持たせる、こういうようなことは当然必要な措置じゃないかと思うのですが、この点について見解を述べてもらいたい。

○野原国務大臣 御意見のとおりだと思います。

○島本委員 そうすると、家内労働者の就業時間については一日八時間、一週四十八時間とすべきであるという意見が、答申の中に少数意見として付されてあるわけですが、この最低賃金の基準をきめる場合にも、八時間労働の週四十八時間を基準にしてやる、こういうようなことにして、その原則の上に立って具体的に今後は省令またはその規則によって指導すべきじゃないか、こういうふうに思うのですが、これはきめても往々にして実施されない場合が多いのですが、この時間の問題についてはどういふような考えでいますか、この指導方法とあわせて説明願いたい。

○和田政府委員 就業時間につきましては、法文中で委託者及び家内労働者ができる限り長時間労働にならないようにお互いに努力しなければならぬという規定を設けてございます。これは、先生十分御理解をいただきますように、自分の家庭の中で働くのがほとんどでございますので、何時から何時まで働いたか、こう聞きましても、いや何時から何時まで働きましたと言ってしまうと、タイムレコーダーがあるわけでもございませうし、なかなかむずかしいことでございませうから、そういう意味で就業時間をきつと規制をするというのには非常にむずかしい。ただ、しかし、時間等で、普通のいわゆる工場生産と家内労働が混在をしておるような場合におきましては、都道府県の基準局長が、就業時間についての一定の行政措置を講ずることができるようになっておりますが、これはむしろ例外でございまして、一般的には家庭内のごとでございまして、ほんとうに何時から何時まで働いたか、あるいはその途中で家事をやったりいろいろなことをやりますので、使用者と雇用労働者という場合にはおきます労働時間とは、そういう意味においては相当異質の面がある、かように思います。そういうこともありまして、実は賃金につきましては、時間給という賃金はほとんどないのでございまして、全部リースレート方式で行なわれております。ただ、それを、このくらのものならば一時間にこのく

らいできるだろうという推定を用いて、八時間ならどのくらいになるだろうという推定はできませんが、これは、どこまでも推定問題でございまして、厳格な意味における時間給ということとは非常に問題があるように思います。そういう理解の上に立ちまして、最低賃金につきましてもリースレート方式でいく、こういうことでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○島本委員 いま一般の高校卒または中卒、これの初任給はどのくらいになっていきますか。

○藤田政府委員 昭和四十四年三月の中学の卒業生が二万六千八百四十四円でございます。高校卒が二万四千三百七十八円でございます。

○島本委員 中卒でも高卒でも、やはり約二万円と、二万五千円、こういうようなことになっていくのです。それで、最低賃金をきめる場合にも、現在、本年度四十四年度の調査によっても、これはいま時間給でやっている、こういうようなこともございまして、いろいろやっているようでありましても、電気関係では八十五円七十四円程度、経験年数が二年四月、それから洋裁では八十二円五十五円、経験年数六年八月、それから単純作業、セールスは七十九円七十二円、これは経験年数は二年七月、そして平均して七十一円六銭、この平均年数は四年七月、こういうようなことになっているわけです。そうして、このやっている作業状態は、工場が家庭まで延長されたと同じような状態で、機械まで家庭の中に持ち込まれて、そうして工場作業と変わらぬような状態でいま行なわれているのです。こういうような家内労働の実態を見る場合には、やはり賃金は安い。そうして会社、工場の初任給とは問題にならない。そして、こういうような電気関係、それから洋裁関係、セールス関係、こういうものを含めて、やはり固定給を払うよりも、ここのほうが安くいくということ、これを利用されている面も、いま言ったように多いわけでありまう。そうすると、なおさらのこと、今度審議会で安くきめてしまったこの最低賃金、こうい

うようなものがある限り、やはり家内労働法をつくっても、この流れが依然として利用されることになってしまえば、これまた何にもならない、こういうことになるわけです。したがって、全国一律の最低賃金制を出すということが、家内労働法を実施するためにも、いま必要な段階にきているわけです。それと同時に、それまでの間、時間にして百五十円程度になるまでの、そういうような指導をひとつしてやるべきだ。そうでなければ、初任給と同じような状態で働く家内労働者の賃金とこれは全然合わないではありませんか。これはやはり全国全産業一律の最低賃金ができるまでの間は、一時間百五十円を目標にして、それを下回らないように指導してやって——ほぼ初任給に近くはなってもまだ遠いのでありますから、そういうような指導こそ必要だと思ひますが、これは大臣のほうからはっきり決意を述べてもらいたいと思ひます。

○野原国務大臣 さきにも全国一律最低賃金という話がございますが、これは家内労働の多くが工程が細分化されている、あるいは物品もサイズも形も違っているというようなことで、最低賃金を全国一律に非常にとりづらいという問題がありますが、これにつきましては、中央最低賃金審議会におきまして審議されておまして、この答申が近くなされるだろうと思ひますが、これと密接な関連を持っておりまして、あらためて検討いたしたい。確かに私も全国一律最低賃金というのが将来考慮すべきものではないかというように考えております。

○島本委員 そうすると、やはり賃金に対する権利の保護というようなものも必要になってまいります。それで通貨払いがきまつているようでありまして、これはまことにけっこうです。しかし、この中で直接払いと差し引き相殺の禁止と、それから定期月一回払い、これだけはなせきめてやらなかつたのですか。

○藤田政府委員 直接払いをなぜ規定しなかつたかというお話でございますが、先ほども仲介人と

いうような問題でいろいろ御議論がございましたように、家内労働の実態からしまして、委託者の事業所と家内労働者の就業場所が非常に離れているというようにございまして、この点は雇用労働者と同じように扱うというとは必ずかしらうということ、審議会の答申もさような考え方になっていっているものと思っております。

なお仲介人につきましては、先ほど従業者というところで、もし違反があればそれによって処理する、こういうことでございます。

それから、毎月一回以上払いという点につきましては、法案にございますように、物品完成品を納めてから一カ月以内に払えということになっておりますので、実質的にそういうことが十分担保できるというふうに考えているわけでございします。

○島本委員 少なくともその程度まではやってほしかったと思います。しかし、これは、もうやっていると同じように、適用の面で、実務面でこれを十分配慮してやってほしい、こういうように思います。

次に、手帳を出す以上、この手帳に対する恩恵を完全に考えてやらなければ、この運用の面において懸念を来すおそれがある、このことをおそれます。それで、この手帳所持者には、所得には税金をかけないのだ、こういうような原則で――当然この原則というものは、あえて私が申し上げる必要もないほど立案者は知っているのです。この内職者には税金をかけない、それはほとんどが生活費に繰り入れられている金額だからです。

そのデータによると、教育費を補うためというのが三〇・三％、それからおかず代のためというのが二・三％、おやつ代というのが四・七％、医療費が一・七％、耐久消費財が三・四％、合計すると、これはやはり生活費に繰り入れられているというものが七三・四％に及んでいるわけなんです。そして、レジャーのためであるとか生活合理化のためであるというものが一四・九％であります。その他が七％、こうなりますから、ほとんど

七三％以上が生活費として使っていることになりまます。そうになりました場合には、ことさらにこの内職所得者に対しての税制上の配慮は完全にしているわけですが、こういうふうな思ふわけなんです。この税制上の配慮、これは恩恵として、手帳所有者に対しては課税はさせない、こういうようなことでなければならぬと思ひますけれども、この配慮は十分してあります。

○和田政府委員 税制につきましては、ただいま先生の御指摘になりましたような観点から、家内労働審議会からも、税制審議会及び大蔵大臣、労働大臣に對しまして、配慮をしてほしい、こういう意見具申が出ております。実際問題といたしましては、工賃のいまの状態でございますと、内職的な場合にはほとんど課税がされないような金額でございますが、相当の収入のある場合においては、現在の税法では、事業所得または雑所得というところで課税されるためにはなっております。これら問題につきましましては、免税点の引き上げあるいは勤労所得の控除、そういうような問題、あるいは分離課税の問題、こういうような点がございします。私どももいたしましては、それらの点について税制面で配慮をしてくれましように今後とも働きかけをいたしたいと思ひますが、一般的に減税とあわせて、先生いまお話しのように、ほんとうに家庭の中の教育費とか食費とかに充てられることでございしますので、ぜひ減税ができるような努力をさらに続けてまいりたい、かように考えております。

○島本委員 これはよく大臣も聞いておいてほしい問題です。この税金の問題、これにはやはり額の問題と考え方の問題が当然あるのです。それは否定しませんが、まず国税関係から見ますと、当然、内職者に対しては雑所得になるわけなんです。それと、事業者に対してはこれは事業所得になるわけなんです。そうすると、サラリーマンに対しては、パートタイマーのようなものを含めて、当然これは給与所得になるわけなんです。そうなりますと、この事業者、

いわゆる事業所得になる分は、そのほかに地方税の面では、住民税のほかに個人事業税が課されるわけなんです。そうなりますと、今度国税の点と、自治省のほうでは特に、住民税はまだしも、個人事業税の点まで十分この点は配慮してやらなければならぬんじゃないか、こう思われるわけなんです。したがって、これはやはり事業所得ではなくて給与所得として扱ってほしい、こういうような声も出てくるわけなんです。しかしそうなりますと、やはりここで、労働者としての色彩が薄くなるからという考えもある。しかしながら、よくこの内容を考えますと、いまは言わねえかと思ひますけれども、事業所得の場合には必要経費は認められる、しかしながら給与所得の場合には源泉徴収で必要経費は認められない、いずれがいいかということになるわけなんです。しかし、いずれがいいかという場合には生活費ですから、生活費には課税しないというたてまえで、今度やはり自治省あたりでも、個人事業税あたりの点でも、これは国税と同様に十分配慮してやらなければならぬ問題じゃないか、私はそう思うのです。――自治省の人来ておりますか。これに対してやはり自治省でも明快なる決意を表明しておいてほしいわけなんです。――来ておりませんか。来ておりませんでしたら、大臣、この点は十分考えてやってほしいと思ひます。

○野原国務大臣 家内労働に従事しておる人たち、最も零細な、生活もなかなか容易でないという方々がより豊かな生活を、あるいは自分自身が家庭においてもその余暇を働いて生産に大きな寄与をしよう、そうして家庭の生活の安定を得ようというふうな、まことに好ましい方々であると思ひます。したがって、日本経済の発展に際してそのうした家内労働を通じて大きくこれからは御協力いただける大事な方々というふうな考えますときに、やはりこれは御指摘のとおり、家内労働は何らかの特典、配慮が必要なのはもう申すまでもございせんので、私どもでき得れば将

来、家内労働で働いた分は免税されるんだとはっきり言いきれるようになりますればまことにいいと思ひますが、その方向に向かつて一生懸命努力をいたしたいと考えております。

○島本委員 努力を極力要望しておきたいと思ひます。それであまり時間もないようですから、結論を急ぎます。

というのは、病気の問題であります。大臣来る前から、この問題に対してはだいたひ質疑応答をきわめました。しかし十分ではありません。私の調査によると、やはり内職をしながら病気になる者が六一・四％、これは四十四年度の調査によつてはつきりわかりました。やはりこれは病気になる率が高過ぎる。災害とあわせて、やはり自己負担になる分がだいぶ多いわけなんです。いままでがと自分持ちというふうな点で運営されていまして、今度法律ができました以上、委託者負担ということにでもして家内労働者を十分守つてやるべきではないか、そうしてなお、自宅療養しておるといふ人も一五・七％もいましたし、それから治療しておる者が二〇％もいましたし、それから治療できないという者が一・七％もおりましたし、治療するほどでもないという者が一九・三％、こういうふうな検出されたわけなんです。そうして見ます場合には、やはり健康診断もこれは定期に行なつて、その費用は国民健康保険なんかでは認められませんが、当然業者で負担して、そうして国民健康保険の場合でもその差額は十分見てやるというふうなことにして、こういうふうな病気で悩む人がなくなるようなことは当然指導すべきでないか、こういうふうに思ふわけなんです。ことに、そうでありません場合には、労働条件にも関係してまいりますけれども、これは私の手元のほうにも、接着剤を使用したために、妊婦ですけれども子供に異常を来した、こういうような例があります。それと同時に、出産時に多量の出血で死亡したという例もございします。そうなります場合には、いままではこれは潜在的な現象でしたが、今度は家内労働法がきたら法のもと

に保護されるわけでありますから、こういうようなことに対しては当然、労働条件とあわせて健康診断を定期的に行なうて、そして十分からだを守るようにしてやらなければならぬ、こういうふうに思います。それと同時に病気によつては——特定の危険、有害な職種があります。そういうようなところに対しては、労災上特別加入させてはいるとは思いますが、しかしながら、それでもなおかつ定期診断、それとあわせて危険、有害な職種、こういうようなものに対して特殊検査は当然やつていかなければならぬ、こういうふうに思うのです。母体とあわせて健康保持のためには万全を期してもらいたい、こういうふうに思うのです。

一回に全部言つてしまいましたので、これに對しての答弁と、あわせて決意を伺つておきたいと思ふのです。

○野原国務大臣 家内労働に従事する人たちの健康を守るという点、ただいまのところは国民健康保険であるのでございます。しかしこのことは、将来やはり当然事業主にも御負担をいただき、より一そう定期の診断もし、療養についても手厚い療養ができるように、そういう面で、家内労働法ができましたその結果、そういうような対策が十分に講ぜられるように、今後の問題として慎重に強力な、ひとつその方向において検討を進めてみたいと考えておるわけでございます。

○島本委員 もう一つ大臣にお伺いしておきますが、これは家内労働審議会の設置の問題になりますけれども、これは必置するというのが原則であります。それと同時に、この委員の任命、これに對してはやはり内職を主にしているような婦人の代表はぜひとも入れて、認めてやるべきことが妥当だ、こういうふうに思うのですけれども、この審議会の委員の内容、構想、考え方、これもこの機会に伺つておいてほしいと思ふます。

○和田政府委員 家内労働審議会の構成は、学識経験者のほか委託者及び家内労働者の代表の方にはぜひお入りになつていただくような構成になつ

ておりますので、いま先生の御指摘のようなことになつてまいりたいと思ふます。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕
なお、地方の家内労働審議会につきましては、法案では政令で定める都道府県基準局に置くということになつておりますが、これは家内労働者数とのかね合ひの問題であると考えておりますが、今後におきます家内労働者数の推移を見ながら、漸次計画的に進めてまいりたい。かように考えております。

○島本委員 まだまだあるんですが時間が迫りましたのでこの辺でそろそろやめなければならぬんです。残念ですけれども、最後にこの点で強力に要請しておきたい、こういうふうに思うのです。その要請の強力な点は、公共補導所、これがあつてもいままでは、さっぱり——あつせんや業者との仲介をやつておつても、工賃や労働条件や、工賃の遅欠配に對しては一切かまつておらない、こういうような状態であつたようでありまして、そういうふうな状況で今後やはり同じような状態でも、これを利用する人が少ない現状からして、さっぱりやつてないようなものだから、これを利用しないという傾向が多いんじゃないか。したがつて、こういうような問題に對してははつきりとしたある一定の権限を与えてやる、そして十分に責任を果たせるようにしてやつてほしい、こういうふうに思うわけです。

それと同時に、この委託打ち切りの予告ですけれども、これについても、やはり予告制度というのをもう一歩進めて、予告手当の支給、こういうようなところでも考えてやつたらいいんじゃないか、こういうふうに思うのですが、この公共補導所の内容の充実とあわせて、この予告手当の支給について、ひとつ前向きな答弁を承りたい、こういうふうに思ふます。

○高橋(展)政府委員 内職公共職業補導所関係のことにつきましてお答えいたします。
先生も御存じのとおり、この内職公共職業補導所は、家内労働問題が非常にクローズアップして

まいりますよりもさらに早く、昭和三十年以来婦人少年局が中心になりまして、早くから内職従事者の就業条件の向上ということをはかっています。都道府県に補導所を設置いたしました。そこで適正なあつせん、技術補導等につとめてまいつたわけでございます。もちろん法的な根拠によるものではございませんで、予算措置によりまして指導行政、サービス行政として進めてまいりましたのでございます。年々その事業は拡大してまいりまして、現在三十八都道府県に四十七の補導所を設置いたしております。年間の利用者数が少ないというお話でございましたが、年間約五十六万人の方に御利用いただいております。あつせんの成立いたしました件数は十六万件、また技術補導等が七万というところでございます。もちろん三百万を数えます内職就業希望者の需要に見合うといふものではございませんが、この補導所のほかに、さらに相談員を置きまして、補導所を利用できない方々のためにもサービスを均てんさして利用のわけでございます。今回の家内労働法の制定によりまして、法律上明文をもつてこの補導所の位置づけ、権限等が規定されることはいわゆるでございますが、しかし、この法律が制定されますことにより、従来から行なつておりましたあつせんあるいは指導につきましても、いわばベースというものがはかれるわけでございます。たとえば工賃等につきましても、最低工賃の規定等によつて指導の目安も確立いたします。また不払い等につきましても、御指摘のとおり、従来は事業所の調査をするというふうな事前防止の措置をとる、あるいは不払いの事態が起きたときは、これも行政指導によりまして、事業者の利益を守るように指導するにとどまつたわけでございますが、法が成立いたしますれば、補導所といたしましては基準局に通報することによりまして、有効な措置がはかられることになるといふことでございまして、この法律の制定によりまして、補導事業はそ

の機能において強い下ささを得ることになるかと思ひます。また反面、補導所で適正なあつせんを行なうことによりまして、この法律の予定いたしますところの労働条件の向上ということにつきまして、実質的な効果を進めてまいることができると、そのように考える次第でございます。

○和田政府委員 打ち切り予告の問題でございますが、法律の第五条に、継続的といふことについて書いております。それ以外に、実は同じ委託者といふような場合でなくて、複数の委託者から同時に仕事を受けているような場合もございまして、実態はなかなか複雑でございますので、法律にはその点の規定はございませんが、今後先生の御趣旨を体しまして、積極的にそういう問題について研究をさせていただきますと思ひます。

○倉成委員長 古寺宏君。

○古寺委員 昭和三十四年に発足いたしましたところの臨時家内労働調査会が昭和三十五年に中間報告を出しまして、各種の行政措置を実施すべきであるといふことを明らかにしております。それから十年を経過しておりますけれども、その間どのような行政措置がなされたか、承りたいと思ひます。

○藤縄政府委員 現在までも行政指導といたしまして最低工賃あるいは標準工賃あるいは家内労働手帳あるいは適正時間の指導等を行なつております。御承知のように、現行の最低賃金法二十条に最低工賃の規定がございまして、そこで四十二年の三月に奈良県のくつ下製造業の家内労働者に最低工賃を決定いたしました。四十五年の二月までに十四件最低工賃をきめておりまして、約三万人の家内労働者が適用を受けております。

それから最低工賃の額も物品の一定単位によつて決定されておりますけれども、これを八時間に換算いたしました。大体五百四十円から千四百円くらいの間に分布をいたしておるわけでございます。それから最低工賃制と並びまして、工賃の妥当な決定というものを普及する趣旨で、三十六年四

月から標準工賃というものを推進してまいりました。これも四十五年の二月までに百三十三件、約二十万人の室内労働者を包摂いたしまして標準工賃を定めております。

それから室内労働手帳も事実上指導をいたしてまいっておりまして、四十五年の二月までに六十三件、対象室内労働者にしまして五万五千九百人の室内労働者を対象に普及をいたしております。

それから安全衛生措置につきましては、御承知の三十四年のベンゼンのりの中毒問題を契機といたしまして、ベンゼン含有のゴムのりの製造禁止措置をやりまして、それ以後安全衛生に問題のある産地につきましては、特殊健康診断を一部実施いたしましたとか、あるいは作業環境の測定、改善指導の実施をいたしますとか、安全作業の方法の周知をはかるとかいうような指導をやっております。

また就業時間の適正化につきましては、一般の雇用労働者と合わせまして、産地等で就業時間の適正な指導あるいは勧告というふうなものをやっているまいっております。

○古寺委員 ただいまの御報告の中で、労働手帳は三十五年に行政措置が始まって以来約五万六千でございますが、非常に少ない数でございます。さらにまた標準工賃にいたしまして、あるいは最低工賃にいたしまして、決定以来改定がほとんどなされていません。そういうような実情でございます。さらにまた安全衛生の問題にいたしまして、ヘップサンダルのベンゾールの中毒事件その他ありましたけれども、これに対する十分なる措置というものが今日までなされておらない。こういう状況のものでこの室内労働法が成立いたしました。今後これらのいろいろな問題が十二分に解決されるということは非常に困難なように感じられるわけでございます。そこで、労働大臣は今後これらの問題についてどういう決意で対処されるおつもりであるか、承りたいと思います。

○野原国務大臣 室内労働につきましては、いままでいろいろ立法措置が講ぜられていなかったという点で、非常に遺憾な点が多かったと思うのです。しかしこの室内労働法が成立しますれば、室内労働を守っていくという一本のはっきりした法律ができるわけでございます。それから、その適用によつて今後は室内労働を積極的に進めていく、労働者の立場も十分に守られていくということ、非常に実効はあがるのではないかと考えております。そういう面での法案は、非常に大きな意義を持つておるものだと考えておるわけでございます。

○古寺委員 そこで、室内労働手帳の問題でございますが、いまお話があったように、従来の行政指導によつては、六万人近くの人が実施を見ておりますけれども、今後、百数十万あるいは三百万といわれるこれらの室内労働者に対してこの労働手帳を交付するということは非常に困難である、そういうふうなことを考えるわけでございますが、これを実施する上においては、どういうふうにして全室内労働者に手帳を交付する計画になっているか、それを承りたいと思います。

○和田政府委員 先生御指摘のようにいまわずかに五万六千人程度のものでございますが、私どもの調査で把握し得たものでも百三十三万にのぼっております。これを一気にやるといふことは非常にむずかしいと思ひます。といひますのは、それぞれ家庭で仕事をなさつておるといふようなことで、なかなか外部から捕獲したい方がおられます。そういう点がございまして、法律の規定では二十六条、二十七条、二十八条というよう規定がございまして、委託者からそれぞれ報告をさせる義務を課しておる。こういうものを活用いたしまして、委託者にはこういう室内労働者を雇つておるといふことをその事業所に必ず名簿を備えなさいというふうな法的な手段も、今度この法律ができますれば初めて講ずることができるようでございます。

それともう一つは、室内労働法ができましたというこれに対する啓蒙を一般的に行ないまして、委託者及び室内労働者の方々がこの法律の身を御理解をいただく機会を得まして、そうしてこの法律に基づいてこういうふうなことになるのだ、こういう御理解をいただいてまいりますれば、非常に早いスピードで室内労働手帳の交付というのにもいままでと違つてできるのではないかと考えております。私どももそういう姿勢で努力をしていきたい、かように考えております。

○古寺委員 先ほど島本委員からお話ございましたけれども、室内労働審議会が室内労働者に対する税制の改善についての建議がなされております。この建議について大蔵当局あるいは自治省、そういうところと労働省とどういふお話し合いがあったのか、あるいは税制調査会その他においてこの室内労働者の税の問題についてどういふ討議がなされたか、その点について承りたいと思ひます。

○和田政府委員 室内労働審議会から、税制につきましてそれぞれ関係方面に建議が出ました。この建議の趣旨は大蔵省あるいは自治省に正確に伝えますとともに、室内労働審議会においてこういう建議が出るに至りました。いささかについては事務的にも説明をいたしました。その際に、そういう建議の趣旨等については関係各省においてそれぞれ理解をしてくれておりますが、いまだところ室内労働法がまだ制定をされておらない、こういうような事情もございまして、室内労働法制定後におけるいろいろの実態を把握しながら、税制方面としてはさらに考えていきたいということでございます。先ほど大臣がお答えを申し上げておりますように、私どもとしては、室内労働法の制定というものを契機にいたしまして、税法の問題についてにもさらに建議の内容に従つて関係省との連絡を密にして改善をはかつていきたい、かように考えております。

よつて、税金の面に対する心配が非常に強いようでございますけれども、ただいまの御答弁によりますと、大蔵あるいは自治省の理解を得ておる、こういうお話でございます。その理解を得ておるといふお話は、今後室内労働者に対して免税をするのか、あるいは事業税などの課税最低限を引き上げるとかそういうような処置をなさるといふように理解してよろしいかどうか、その点について承りたいと思ひます。

○和田政府委員 ただいま御指摘のように、事業所得として考える場合と雑所得として考える場合と二つでいま行なわれております。先ほど申し上げましたように、室内労働審議会の建議の趣旨につきましては、それぞれの省に説明をし、その趣旨については向こうの理解を得ておりますが、それから具体的にどういふように組み込んでいくかということにつきましては、法律の制定その他を待つて双方で研究しようじゃないかというのが実態でございます。私どもとしましては、特に雑所得で払われておる問題につきましては、先ほど大臣から御説明を申し上げましたように、まさに家計の補助というふうな意味合いのささやかなものであるということがいまだところ多うございしますので、実際問題としては課税されておらないのが実情でございます。しかし、専門的な場合におきましては事業所得ということになります。これは実は相当の額の所得の得られる場合が非常に多いでございます。そうしますと、一般的な所得とのかね合ひの問題をどういふように考慮していったらいいのか、勤労控除の問題等ともかね合ひまして、他の制度との均衡をどうとっていくかというところにつきまして、労働省といたしましても見解をまとめて、具体的に関係省と折衝するような姿勢を今後とっていきたい、かように考えております。

○古寺委員 現段階におきましては、室内労働者の中には非常に苦しい生活の中から事業税を払つていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるわけでございます。この室内労働手帳が交付されることに

○古寺委員 室内労働審議会の建議の内容は、この制度を実施するためには、その前にこういう税制の検討が必要である、室内労働法を実施する上において、あるいは室内労働手帳というものを今

ればならない問題だと思ふわけでございます。家内労働者の場合、なぜこういうような過重労働をしなければならぬか申しますと、非常に工賃が安い。先ほどもお話がありましたように、生活のために無理をしているわけでございますので、こういう点については、労働省としては十二分に、過重労働におちいらぬようないわゆる最低工賃というものを今後考えていくお考えがあるのかどうか、またそういうことによって健康を害したりいろいろな場合にそれを補償するような、あるいはそういう過重労働にならないような指導、職業

ことについての行政指導をやつてまいりたい、かように考えております。

○古寺委員　委託者が家内労働者に対して委託をする場合には、あらかじめすべての委託物品について最低工賃の設定を受けるようにしなければ、最低工賃制度としては非常に不完全なものになる、そういうふうな考えられるわけなんです、その点についてはどうでございましょうか。

○和田政府委員　最低工賃につきましては、実は私どものただいまの考えとしては、標準的なものにつきましては最低工賃を設けることによつ

低賃金につきましては、実は生計費とか、あるいは類似の労働者の賃金あるいは使用者の支払い能力というようなものを考えてきめることになっております。そういったしますと、一応最低賃金についても物価の上昇ということが念頭に置かれておりますので、その範囲内においては、最低賃金は最低賃金とのかね合いを考慮しながらきめることになっておりますので、一応物価の値上がり問題にも反映し得るような法的な構造になっておる、かように考えております。実際の運営にあたりまして、私どもは最低賃金が実効のあるものであつ

てほしいということを常に念頭に置いてこの運用に当たってまいりたいと思ひますので、最低賃金の下ごさえにつきましては、物価問題あるいは賃金上昇問題を念頭に置きながら、審議会の御意見を承りつつ修正をしていく、改定をしていく、こういうふうにいいたしたいと思ひます。

○古寺委員 今年の春闘の中間結果を見ても、一万円とかあるいは九千円の大増賃金値上げということが報道されておりますけれども、家内労働者の賃金というのは、一時間当たりの安いものになりますと、三十円から、平均しても百円くらい、そういうふうには押えられております。この法案を出した目的というのは、いわゆる低賃金というものを改善するために今度の法案が出るような経過になっていると思ひますけれども、この問題について労働大臣はどういうふうにお考えになつておられるか承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 この家内労働法提案の最も大きなねらいは、あまりにも低い労働条件で働かされておつたという点を、少なくとも最低賃金を保障するということをおねらいとしたものであります。その点では、これによつて、これからは家内労働なるがゆえに極端に低賃金だということは許されなかつたと思ひます。この点は、中央最低賃金審議会におきましていろいろ御検討願ひまして、将来は全国最低賃金が一律制になるか、御検討いただいておりますけれども、少なくともこの法案によつて最低賃金というものは保障されるということになるわけでありまして、今後の日本経済の発展のために、ますます安心して家内労働が盛んに行なわれるということを期待しておるわけでございます。その意味で、この法案は家内労働を守つていく一歩前進の法案であるというふうな考えでおるわけでございます。

○古寺委員 この法案をいろいろ検討してみますと、最低賃金の決定には地域の差別を認めておるようでございます。本来この法案は、家内労働者の生活の安定をはかるということが目的でございますけれども、工賃の最低額を上げるといふこと

が大きき目的になつておるわけでございます。この点から考えますならば、地域差を是認するといふことは全くおかしいのではないかと、こういう点につきましても、今後の運用のしかたによつては、かえつてその格差を大きくするといふような心配が出てくるわけでございます。そういう点について心配がないかどうか承りたいと思ひます。

○和田政府委員 先生御指摘のように、確かに法案では地域差を一応是認することを前提にいたしますような書き方になつておるわけでございます。これは実は家内労働で行なわれます労働が、非常に多種多様であるといふことでございまして、何百品目にものぼるといふようなことでございまして、それともう一つは、私どもの実態調査の結果で見ますと、地域的に相当なアンバランスがございまして、それをいかに一律にすることにございまして、かえつて低いほうにさや寄せをされるおそれすら感ぜられるようなばらつきでございまして、そういうことを考慮いたしまして、現在のところでは地域差を是認せざるを得ないのではないかと、かように考えております。

ただ、私どもは最低賃金の施行を担当いたしておりますので、すでに相当の実績をあげてきておりますが、これにおきましては、低いところの地域の最低賃金をできるだけ上げようとする努力を重ねまして、経済のいろいろな状態もありまして、漸次その効果があらはれてくるように考えております。こういう最低賃金の施行の経験をもつて、この家内労働法の施行にあたりまして、最低賃金について考えて、できるだけ地域差を是正するような方法で最低賃金の決定をしていく、こういう努力を重ねていきたい、かように考えております。

○古寺委員 地域差を是認するといふことは、本来の立法趣旨に反しているといふふうに考えます。今後全国一律を目ざすべきであると思ひますが、この点についての大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 将来はそういうことにしたいと思ひます。

思つております。いま中央最低賃金審議会でも御検討いただいておりますので、その結論をまつて考えるわけでございますが、少なくとも、将来においてはそういう方向に向かつていくといふことを考えておるわけでございます。

○古寺委員 家内労働者の工賃というのは、機械設備の減価償却費あるいは暖房費、光熱費、全部入つておるわけでございます。その審議会はその後、いろいろ工賃をきめる上において、こういう点を考慮に入れて最低賃金というものをきめていく、そういう方針になつておるかどうか、承りたいと思ひます。

○藤澤政府委員 御指摘のように、工賃の場合には、賃金と違ひまして、そういった減価償却費あるいは原、材、副材料費といふようなものが入つておるわけでございます。家内労働審議会でも最低賃金をきめます場合には、当然、そういうものを差し引きまして、そのあとの額につきまして、一定の比率を勘案いたしまして、時間、賃金と比較をして均衡を見ていくといふような手順に相なるうかと思ひます。

○古寺委員 次に、安全衛生の問題でお尋ねをしたいと思いますけれども、危険な業種、また、それによつて発生する疾病にはどういふものがあるか、承りたいと思ひます。

○藤澤政府委員 家内労働者の疾病の事例といたしましては、先生も御承知の、東京の下町に起こりましたヘップサンダル事件、有名でございますが、東京やあるいは三重で、そういったヘップサンダル製造におけるゴムの使用に関する有機溶剤の中毒、あるいは岐阜県等に見られます洋食器の研磨におきます粉じんによるじん肺、あるいは岐阜あるいは愛知の陶磁器の絵付けの顔料による鉛中毒といふようなものが、いまだ出てまいりました疾病のおもな事例でございます。

○古寺委員 昭和三十三年でございますか、このベンゾール中毒が起きて以来、こういう職業病的なものに対して、労働省は具体的にどういふような行政措置を講じてこられたか、もう一度御

説明願ひたいと思ひます。

○和田政府委員 ヘップサンダルにつきましては、ベンゾールののりが問題がございましたので、これの製造禁止をいたしまして、ベンゾール中毒といふようなことのないようにいたしました。その他、特定の有害物を扱つておりますものにつきましても、毎年の労働災害防止実施計画の中で、特定の有害物を指定いたしまして、それを使用するような工場に対しては、特別の行政監督を行なうといふようなことで、有害物からくる中毒とか疾病に対する予防措置を講じております。

○古寺委員 東京のヘップサンダルのベンゾールの中毒事件以来、現在、この家内労働をやつておられる方々に対しては、特殊健康診断あるいは健康診断といふものを実施しておられますか。

○和田政府委員 危険、有害業務を扱いますものに対しては、基準法の定めるところによりまして、特殊健康診断を実施いたしておりますが、家内労働につきましては、実はそういう法的な規制が現在ございません。しかし今度の法案が成立をいたしますと、そういうことに対しても、施行できるような根拠法規ができる。そういう根拠法規を基礎にいたしまして、措置を講じてまいりたい、かように考えます。

○古寺委員 昭和三十五年のこの中間答申による「行政措置」の中を見ますと、「労働省はその後この報告にしたがつて行政措置の推進につとめていく。」といふふうな説明がなされておりますけれども、それでは、一体、どういふふうなその推進につとめてこられたのか、その辺を承りたいと思ひます。

○藤澤政府委員 御指摘のように、三十五年の九月に臨時家内労働調査会から、家内労働手帳の普及促進でございますとか、あるいは標準工賃制度の普及促進でありますとか、安全衛生意識の高揚でありますとか、あるいは安全衛生に関するサービス業務の推進でありますとか、そういうものを推進せよといふような意見をちょうだいいたしておりますので、先ほど御答申申し上げましたような

程度でございますが、いろいろと行政措置をやつてまいっておるわけでございます。

ただいま先生がおあげになりました有機溶剤、粉じん、鉛等のそういう特殊な疾病に関連いたしました、現在まで、多分に試験的ではございますけれども、特殊健康診断を行なった例がございまして、御紹介申し上げますと、東京、三重の有機溶剤を使用するヘップサンダルの製造、それから新潟、岐阜、愛知の粉じん作業を伴う金属洋食器の研磨、それから、陶磁器の成形等岐阜、愛知の鉛含有物を使用する陶磁器の絵付けなど、家内労働者に対して、いままで三千三百人ほどでございますが、特殊健康診断を実施しておるわけでございます。

○古寺委員 この「家内労働の現状」という本の中には「1 安全衛生上問題のある家内労働密集地帯に対し、家内労働安全指導員、家内労働衛生指導員等による巡回相談を実施する。」「2 特に有害と考えられる作業を伴う業種に対しては、その有害の程度を把握するために、作業環境の測定、有害原材料の分析等を行なう。」「3 特に有害と考えられる作業に従事する家内労働者に対し、特殊健康診断を実施する。」というふうになっておるわけでございます。ところが、ただいまの御説明を承つてもわかりませんように、新潟県、三条市あるいは燕市、あるいは静岡、桑名、大阪等のヘップサンダル、あるいはペンゾール事件のあった東京の家内労働者に対しては、十分なこういうような措置が行なわれておりません。先日視察に行った際にも、有機溶剤によるところの皮下出血、あるいは湿しんと申しますか発しんと申しますか、こういうような障害も出ておるようでございますが、今後、このいわゆる安全衛生の問題については、具体的にどういふふうな指導をし、あるいはこれを実施していくお考えであるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○藤縄政府委員 先生御指摘のように、従来必ずしも十分にまいっておらない点はいへん残念でございますが、家内労働法が成立いたしましたれば、

ば、根拠法規もできますことでありますので、その辺を大いに推進しなければならぬというふうな考えをしております。特に、この法案では、安全衛生に関する具体的な規定を省令で定めるようになつておりますので、そういう省令を今後家内労働審議会の意見をお聞きしながらきめていくわけでございますが、たとえば委託者がプレスなどを家内労働者に譲渡あるいは貸与するような場合に、安全装置を取り付けさせるとか、あるいはそれらについての扱いを指定するとか、あるいは危険有害な業務を委託するにあたっては、やはり作業方法等を指示する、あるいは安全衛生教育を実施するといふようなことを義務づける、あるいは有害な原材料等による危害を防止するためには、その貯蔵方法あるいは内容物の表示といふような具体的な措置を、そういうった省令で規定していくというふうなことをまず行ないまして、その省令に基づきまして具体的に監督の措置を推進したいというふうな考えをしております。

○古寺委員 いままで過去九年間かかってこういうふうな実態でございます。今度この家内労働法案が通りますと、実施する段階になって、はたしてそういうふうないろいろな規制、指導、そういう対策が実施できるのかどうか、これは非常に心配なわけでございます。しかもまた、家内労働者の実情というのは、非常に狭い作業場の中で、家族がみんな一緒に生活をしながら作業を進めておるわけでございます。そういう作業環境をこれから改善していくためには、相当の資金も必要でございます。また、そういう家内労働者に対してそういう衛生知識を与える、あるいは危険有害物についてのいろいろな措置を指示したとしても、これはなかなか実効が伴わない、こういうふうな考えられるわけでございますが、そういう点について、大体何年ぐらいの計画でこれを実現する見通しに立ってお考えになっているか承りたいと思ひます。

○和田政府委員 家内労働につきましては、ただいま先生が御指摘のように、確かに自分の家で、

非常に狭いところであるいろいろな作業が行なわれているといふことで、なかなかその改善が実を結ばないだろうという御指摘は、実際問題としてはそういう面が非常に多からうと思ひます。この安全衛生に關します措置につきましても、実は家内労働審議会とくると、いま御指摘のようなことも勘案しながら、家内安全衛生の措置を講じていただくことにいたしております。そういう意味では、決して理想に走らずに、着実にいくというのが、おそく家内労働審議会での焦点になつてまいらると思ひます。それを考えますと、極端な負担が直ちにでてくるというふうなこともなからうと思ひますが、それだけにまた、一方において、計画的に何年であろうというふうなこともきめかねるような事情もあるだろうと思ひます。そういう点からいまして、私どもは特にあぶないものから漸次手をつけていくというわけでございまして、何年計画でどういふふうな問題は、いま直ちに御答えを申し上げます。家内労働審議会での審議の模様等を通じて上でお答え申し上げたほうが妥当だと思ひますので、そういうふうに御了解をいただきたいと思ひます。

○古寺委員 現在サンダルの加工をやっている方が大体三万人ぐらいいらっしゃる、こういうふうな聞いておりますけれども、こういう方々はいずれも有機溶剤の中毒の危険にさらされておるわけでございます。こういう方々の健康診断、特に特殊健康診断というものが必要でございますけれども、そういう点について、いままで労働省がやりになった成果を聞きましたところが、昭和四十四年度には九十八万円の予算をもって特殊健康診断というのを実施いたしております。今後これはサンダル、有機溶剤だけじゃございませんが、いろいろなこういうような危険な仕事に従事している方々に対する健康診断、この点については労働省は委託者にやらせるのか、あるいはまた労働者自身がそういう特殊健康診断を定期的に行なっていくのか、その辺をはっきりさしていただきたいと思ひます。

○和田政府委員 特殊健康診断は、特別の危険有害な作業に従事される方にはぜひ必要であると私も考えております。特に有機溶剤関係についてはぜひやらなければならぬことだ、かように考えております。その点につきましては、実は委託者といひましても、全部家内労働者に落とさずに、自分のところでもやり、かつ家内労働者にも委託をするといふような向きがございまして、基準法で、自分のところで使っている雇用労働者については特殊健康診断をしなければならぬ義務がございまして、その義務を強制するわけでありますが、そういう際に、家内労働者についても同じような健康診断を受けるような指導をしていきたいと思ひます。

なお、今度法律が成立いたしますれば、そういうふうな根拠も法律的にできるわけでございまして、そういう措置をして委託者にもやらせる。しかし、非常に零細な委託者といふような場合もあるわけでございまして、私どもとしましては、四十五年度予算におきまして五百萬少しでございますが、衛生環境の改善に関する経費がございまして、この中からしかるべき額を中央労働災害防止協会に支弁をいたしまして、家内労働者に対する特殊健康診断というふうなことも、必要の度合い、優先順位に応じてやつてまいりたい、かように考えます。

○古寺委員 かりにこの特殊健康診断が一人当たり五千元でできたとしますね。そうしますと、五百萬円全部使つても千人の人しかできないわけでございます。そういうふうな予算であつては、家内労働者の安全というものは守れない、そういうふうな考えなのです。あるいはまた、委託者にやらせるといたしましても、零細な委託者といひましては、非常にお金がかかりまして、全部の家内労働者にそういうことが徹底されない、そういうふうな心配があるわけでございまして、そういう点から考えて、この問題については労働省自身がやはりもっと真剣な気持ちになつて善処しなければならぬんじゃないか、そう考えますので、労働

大臣のお考えを承りたいと思います。

○野原国務大臣 御指摘の点は、今後十分に考慮して、積極的に進めてみたいと考えております。

○古寺委員 精一ぱい努力してくださるそうでございますので、まことにけっこうではございませんけれども、それと同時に、作業環境の問題です。雇用労働者に対しては、労働者住宅であるとか、あるいはいろいろな融資制度もございいます。しかしながら、家内労働者に対しては、そういうような恩恵がございません。今後この家内労働者に対して、そういういろいろな費用についての助成あるいは援助ですね、融資制度、そういうものについて労働省はお考えになっているかどうか、承りたいと思います。

○和田政府委員 融資制度につきましては、専門的な家内労働者の皆さんに対しては、実はいわゆる企業者という立場で通産省のほうにも融資制度があるように思います。しかし、専門的な立場にいらつしやらない方につきましては、通産省の問題でなくて、私どものほうに問題が返ってくると思います。私どものほうも、いま中小企業に對しましては、安全衛生に関する特別融資制度を労働福祉事業団でやっておりますが、これらと同じ精神に基づきまして、今後の実態を見きわめて、この融資制度を家内労働者に設ける必要があるというところになりますれば、積極的にそういう制度を設けるように努力したいと思ひます。

○古寺委員 それは現在の制度の中に含んでいく、吸収していくというお考えでございいますか。

○和田政府委員 安全衛生に関する特別融資制度でございいますので、いまのところはいわゆる企業者というところで融資をしておりますが、研究をいたした結果によりますと、この中に含むか、あるいはまた別立にしますか、ちよつと融資条件から考えますと、どうも別立てにせざるを得ないんじゃないかというような感じもいたしておりますので、研究をさせていただきます。

○古寺委員 家内労働者を見ますと、職場と家庭が一緒でございます。そのために、先ほどもお話し

いたしました有機溶剤あるいはアンモニアの入ったのりなんかをお使いになつておられるようでございますが、そういう中で、家族が生活していく上においていろいろな危険が伴うわけでございいます。それに対する安全教育を実施する場合に、全内労働者までそういうことを徹底させるためには、非常にこれは努力が要することだと思ひますが、そういう体制について労働省としてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○和田政府委員 実は家内労働者百四十三万のうちで、非常にあぶない中毒症状が出るというようなものに従事していらつしやる方はそれほど多くございませぬ。そういう点からいたしまして、私どものほうでも、この有機溶剤はあぶないというような点がわかりますので、これは委託者を教育いたしまして、委託者が家内労働者の方に有機溶剤の性格その他をよく知らせる、あるいは保管方法を知らせるというようなことで、安全衛生教育をさせることがまず第一だと思ひますが、それに對しましては、私どもとしてももちろん全面的に協力をして指導していきたい、かように考えます。

○古寺委員 そこで監督行政になるわけでございしますが、現在労働基準監督官が非常に足りない、こういうふうにいわれております。今度の家内労働法案が通つた場合には、家内労働者のためのいわゆる監督官というものを何名ぐらい考えているのか。その点について……

○和田政府委員 四十三年に、この前の通常国会でございしますが、家内労働法案を提案いたすにあたりまして、家内労働者の特別分というようなことで二十五人ほど監督官をふやしたわけでございします。それは相変わらずいままも續いておりましたが、しかし、私どもの考えとしては、いま監督官が四十五年度は全部で二千七百五十三人になるはずでございしますが、これを特別に家内労働班とかあるいは一般基準法関係の監督官というようなことで分けて、有機的に総合的に使つてまいりたい、かように考えておりますが、基準法だけでもなかなか手一ぱいの面もございします。そういう点

で今後監督官の増員ということについてはよほど私ども努力をしなければ、家内労働法について有効な措置ができない面があることをおそれておりますので、今後さらに増員については努力をさせていただきますかと思ひます。

○古寺委員 時間がないうでございしますから、監督官の問題については来週また委員会でも質問を申し上げますので、そのときに詳しくもう一回伺いたいと思ひます。

時間がございませぬので、最後に職業補導所の問題でございします。内職公共職業補導所、これは非常に数が少ない。また十二分にその機能を發揮しておらない。私どもの青森県におきましても、内職公共職業補導所におきまして昨年一年間に取り扱つた世帯が一万一千六百六十世帯でございします。ところが希望する世帯は三万一千三百十世帯もある。こういうような実情でございしますけれども、今後これをどういうふうにするか、三分の一の補助金のようでございしますが、今後補助金をふやして大幅にこういう補導所をふやしていくお考えがなにかどうか、これは大臣に承りたいと思ひます。

○野原国務大臣 詳しいことはわかりませんが、あれですが、とにかく内職職業の補導所なども大いにふやしたいと思ひますし、また、家内労働法が成立をいたしまして、ますますこの仕事が大いに日本経済に役立つということになって、また家内労働に従事する人たちらもますますふえるということになりますと、当然監督官の数なども相当大ぜいふやしていかなければならぬと思ひわけでございします。そういう体制は、今後この家内労働法が成立をいたしまして、それが行なわれた際において十分その点を配慮し、検討し、積極的にこの問題の処理に当たりたいと考えております。

○古寺委員 それでは時間ですので終わりますけれども、この法律はかなり抜け穴だらけの法律である、そういうふうな考えられるわけでございします。家内労働者の労働条件の改善であるとか、あ

るいは生活の安定ということが目的でございしますけれども、はたしてそういうことが実現できるかどうかということが非常に心配でございします。今後この立法の目的に沿つて、労働手帳の問題、賃金の問題あるいは安全衛生の問題その他について、十分に御配慮の上、家内労働者のためにひとつ措置していただきたい、こういうふうな要望をいたしまして私の質問を終わります。

○倉成委員長 西田八郎君。

○西田委員 時間が極力制限をされてきましたので、特急で質問をいたします。

まず、この家内労働法制定という動きが出てまいりました。その発端は、三十四年に家内労働審議会が発足しまして、いわゆる谷間にある家内労働者を保護しようという発想から出てきたものではなからうかと思ひます。しかし、この家内労働審議会の中には、労働者の代表もおれば経営者の代表もおる、学識経験者もおられるというので、非常に利害関係が対立をしまつてまいりました。そういうことで、審議会の答申というものは、一応ずつと読みましていただきましたが、これはいわゆる最大公約数というものがとられてきておる。したがって、利害関係をできるだけ調整しようということになっている。そこできわめて具体的欠けた答申ということになってくるのではないかと理解するわけであります。そこへ持ってきて家内労働というものは、昔からの内職との境目が非常につきにくい。こういうようなことと、最近に至つては、特に労働力不足というやうな関係から、本来ならば職場でやらなければならぬ仕事までも家内労働に委託されるというやうな傾向が非常に強くなつてきています。そのために、労働省としても、十分な実態把握ができていなかったと思ひます。したがって、この法案の全文を読んでみまして、その目的に家内労働者の労働条件の基準をきめると書いてあるが、その基準になるやうなところがどこにあるのかというところを見ますと、工賃はこうしなければならぬ、しかし原則としてというやうなことがあつて、あるい

か。もしも立ち入りを拒否された場合どうなるのか。

○和田政府委員 安全衛生につきましては、先ほど申し上げましたように、これからの具体的な措置は家内労働審議会の意見を聞きまして、決して無理のないようにしてやっていきたい、こういうように考えるのが第一でございます。

第二点は、やはりどういふ仕事で委託されるかということによりまして安全衛生問題が把握できるわけでありまして、たとえば金属のおもちゃであればプレスの問題がある。プレスにはこういう危険がある。あるいは有機溶剤ならば、こういう有機溶剤を使えばこういう問題がある。そのためには局所排気装置をつくらなければいかぬとか、そういう問題は業種によって把握できると思いますが、その把握された業種に基づいてそれぞれの作業をやっていらっしゃる自宅に行ったりするわけでございます。今度は実はこの法律のうしろのほうに規定がございまして、監督官には、自宅でございますが、立ち入り権限がございまして、それは拒否されますと刑罰にひつかかるということでございます。しかし、これは普通の工場、事業場と違っていて、確かにプライバシーと非常に密着した問題がございまして、私どもはプライバシーのことを十分意識しながら、しかも与えられておる立ち入り権限というものを有効に使う、こういう教育をぜひ全監督にしなければならぬ。決して無用にプライバシーを侵すことのないように努力したいと思っております。

○西田委員 そこで、問題になっていることでございまして、労働組合法第十八条ですが、地域の一般的な拘束力というものがあつたわけですね。そうすると、その付近でこれは類似の作業がなければいけません、どうしても類似作業あるいは関連する作業というものが、やはりかなり家内労働として広く広がっていくと思うのです。そういう場合に、その地域の労働組合と経営者の間にできた協約というふうなものが、類似の、同種の産業の労働者ということになってくれば、適用

されるということになるわけですが、この点の家内労働法との関係はどうお考えになつておられるのか、ひとつお聞かせいただきたい。

○和田政府委員 実は、組合法のほうは、労働協約でそれを地域的に拡大する、四分の三以上の場合に拡大するということになっておりますが、それは同種の産業の労働者ということになっておりまして、雇用労働者を前提にしておると私もいま考えております。なお、その点について多少研究させていただきませんが、あの法文の趣旨はそういうことでございまして、家内労働に直ちにかぶつてはこないのであるかと思ひますが、正確にはさらに検討してお答えを申し上げます。

○西田委員 次に、社会保険関係の適用の問題です。労災法については、特別加入方法を考慮するということなので、これは一応了承したいと思ひます。しかし、健康保険、失業保険については、これは先ほども質問があつたわけですが、これは日雇健康保険法の適用という制度がございまして、日雇健康保険の場合、日雇手帳を持つておつて、そして印紙の貼付を必要としないということになっておるわけですが、健康保険適用者の場合には、その印紙の貼付を必要としないということになっておるわけですが、健康保険適用者の場合には、健康保険の適用組合と申すのですか、そういう組合を結成することによって健康保険を受けられる。たとえば大工さんとか、左官屋とかいうような人もこの適用を受けられるようになっておられるに、ほんとうに自分が働いて、そのことによってめしを食つていかなければならぬ、生活をしていかなければならぬという人に、現在行なわれておることがどうして行なわれないのか、この辺についてひとつ御答弁をいただきたい。

○和田政府委員 健康保険につきましては、普通雇用労働者の場合の問題でございますので、ただ

いま先生御指摘の健康保険適用につきまして、まことに申しわけございませんが、私、勉強不足でございますので、一人親方のような場合のことを今度論議されているというように聞いておりますが、はつきりとした姿で行なわれておるかどうか、不勉強で申しわけございませんが、もしそういうような道が、労災保険で特別加入制度というのがあることがはつきりいたしますれば、厚生省とも話し合いをいたしまして、十分適用問題については努力をさせていただきますと思ひます。

○西田委員 これはぜひやつてもらいたいと思ひます。散髪屋さんなどの健康保険適用の範囲の中で、自分のところで散髪しながら、これはおそらくやみといふことであると思ひます。思ひますけれども、日雇健康保険の適用を受けておる人がおるのです。うちで中風で寝ているおばあさんで、日雇健康保険の適用を受けている人が現実にあるのです。そういう点から考えれば、これは当然適用されるべきだと思ひます。ところが、先ほどの答弁を聞いておると、現行法ではできない、こうおっしゃる。労働省で解釈した場合と、これはおかしい。そもそも、ばらばら行政の本質的なものを暴露されたようなものなんですけれども、十分ひとつお考えをいただきたい。

次に、労働時間の問題であります。先ほども御答弁がありまして、男子で平均九時間、女子が七時間、これはどこからとつてこれだ統計が知りませんが、私はこんなものじゃないと思ひます。しかし中断をされたり断続的に作業をいたしますから、ほんとうの労働時間というのは把握するのはむずかしいと思ひます。そうしてまた、八時間やれ、四十八時間やれといふことを言つてみたところで、なかなかこれはむずかしいと思ひますが、それについて法律では必要な勧告をすることができるといふことになっております。ですから、その把握については一体どうい

うふうに考えておられるのか。また、その把握をした場合に、労働時間というものを——一休適当な労働時間というものは基準法の範囲内なのか、あるいは基準法を多少オーバーすることも考えておられるのか、その辺について伺ひたい。

○和田政府委員 就業時間につきましては、非常にむずかしいという御認識をいただいておりますが、そのとおりでございます。都道府県の基準局長が必要な勧告をするといひますのは、実は家内労働と普通の雇用労働と混在したような産地がございまして、そうしますと、電灯を二重に消すとか、消さないとか、向こうがやめておるのにこちらで機械の音がするとか、そういうような場合、この場合普通の例として考えられると思ひますが、そういう場合には、大体雇用労働者の働いている時間とごろを合わせた、こういう考え方でございますので、おおよそ八時間というふうなことが一つの目安になつておる。一般的に、孤立にありますが、ものを適用することはほとんど不可能だ、かように思つております。

○西田委員 次に、委託者の保護の問題です。委託者というのは、大体家内労働者を守るために、委託者はどっちかという取り締まられる側のほうに立つておると思ひます。しかし、委託者にもいろいろありまして、先ほども説明のあつたように、代理委託もあれば、代理をする人あるいは事業請負をする人というふうなこともあるし、そうしてまた、直接その会社経営をしている人からの委託というものもあると思ひます。しかし、私は主として問題にしたいのは、その代理委託の場合ですね、この場合が非常に気の毒な立場に立たされると思ひます。家内労働者の側と、それから委託をしてくれる人の間に立たされて、工賃の折衝だ、あるいは数量の折衝だ、いろいろの面で苦勞すると思ひます。それを考えてみますと、これは家内労働者とはほとんど生活実態というものは変わらない人がやつておるのではなからうかと思ひます。それに対する保護というものは一体どうなるのか。先ほどの御答弁に

よると、その人が自分も委託を受けて家内労働をやつておれば家内労働者とみなされるわけですから、私も、私どものほうのことばでいうと伝馬船といふのです、これは船の骨を削る産地があります。その産地にはそういう人がおるわけなんですけれども、その人たちの保護といふものは、一体この法律の中でできるのかできないのか。あるいはできないとすれば、そうした者に対する保護といふものはあるのかどうか、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○和田政府委員 確かに仲介人と俗にいわれておりますが、その中に二種類あることは先ほどお答え申し上げたとおりであります。そのうちの先生の御指摘は代理的行為を行なう人の場合であります。この法律では、確かにそういう方の特別の保護規定はございません。委託者に対してはどちらかというとり締まり法規でございますので、委託者に対する保護といふのは特にございません。そういう観点からしまして、代理人の保護規定というものはございませんが、確かにグループリーダー的におやりになっておる代理者がおられますが、そういうときには、いまお話がありましたように、家内労働者として保護される面は出てきますが、グループリーダー的でなくて、ほんとうに仲介人だけの場合は保護規定はございませんが、ただ法律の運用にあたりましては、一体代理人が悪いのか、ほんとうの委託者が悪いのか、そこらに対しては、十分私ども法律施行の上で配慮していくべきだ。大体の場合は、悪い代理人もおりますが、委託者のほうの問題だと思ひますので、そういうときには、委託者のほうに問題の焦点を合わせて取り締まるというふうなことをやつていきたい、かように考えております。

○西田委員 本会議が二時から開会です、もう予鈴も鳴つておるわけですから、まだまだ聞きたいことがたくさんあるのですが、この辺で遠慮させていただきますが、最後に要望事項を申し上げておきたいと思ひます。

の応答の中でも明らかなように、省令にまかされるのが非常にたくさんあるわけでありました。省令にまかされるといふことになれば、おそらく審議会の意見を聞いてということになると思ふのですが、そういう場合にも、審議会だけでなしに、立法院として国会でわれわれ議論しておることも十分ひとつ考慮していただいて、そして省令を定められるように、その点を配慮したいといふことをお願い申し上げたいといふことが一つと、それから公布されました場合には、やはり周知徹底せしめなければならぬと思うのですが、この徹底がなかなかむずかしいと思うのです。しかも、先ほど申し上げましたような税金の問題とか、あるいは安全衛生の問題によつて監督の手が伸びてくるというふうなところから、あまり好ましくないと感じる人も中にはいるわけなんです。しかも家内労働者の八八%までは主婦だといふふうにいわれておるわけでございますから、そういう主婦の方々が最も目につきやすい方法、たとえばテレビを利用してとか、あるいは市町村、都道府県で発行しておる広報を利用するとか、そういう点で労働省だけの仕事にならないうように、地方公共団体あるいはその他の関係省庁とも十分連絡をして、そして、この法律の周知に対して徹底されるように要望して終わりたいと思ひます。

○倉成委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、休憩します。

午後二時二分休憩

午後四時一分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、連合審査会開会申し入れに関する件についておはかりいたします。

農林水産委員会において審査中の、芳賀貢君外十四名提出の農民年金法案及び内閣提出の農業者年金基金法案について、連合審査会開会の申し入

れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、開会日時等につきましては、農林水産委員長と協議の上決定されることと存じますので、御了承願ひます。

○倉成委員長 次に、内閣提出の家内労働法案、田邊誠君外六名提出の家内労働法案、同じく最低賃金法案について審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。寺前巖君。

○寺前委員 時間がありませんので、もう基本的な態度で労働大臣にお尋ねするということにしたいと思ひます。協力します。

先ほどの話の中で、家内労働者がきつめて劣悪な作業環境、一方的に低く押えられた工賃、長時間労働という労働条件である。しかも継続した仕事の保証がなく、労働基本法、労働基準法などの適用が、この分野においては権利として十分保障されていらないのではないかという角度からの皆さんの意見でもあったし、労働省の皆さんのお話でもあったように私は聞くのですけれども、この家内労働法の制定の趣旨は、憲法で保障されるところの労働者の労働基本権、あるいはそれに基づくところの労働組合法とか労働基準法、こういうものをこの分野の労働者に当然与えるべきだといふ態度でもつてこの法案の制定に臨まれているのかどうかという点を、基本的な態度として一点お伺ひしたいと思ひます。

○野原国務大臣 御指摘のとおり、この法律は工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要事項を定めて家内労働者の労働条件の向上をはかり、もつて家内労働者の生活の安定に資するということをうたつておるわけでございます。したがって、その意味におきましての家

内労働者の労働条件の基準の問題であるとか、委託者及び家内労働者に対するさまざまな条件をまとめまして、安心して家内労働に従事していただくといふことに考えておるわけでございます。御指摘のような性格を持つておると考えております。

○寺前委員 それじゃ大臣、もう一度正確に聞かしていただきますけれども、憲法で保障されるところの労働基本権、それに基づくところの労働組合法あるいは労働基準法、これを基本に据えてこの法律はつくつたのだ、そういうふうに解釈してよろしいな。

○野原国務大臣 御指摘のような点に見合う観点からこの家内労働法ができておる、こう考えます。

○寺前委員 それじゃ引き続いて大臣に聞きたいのですが、労働組合法の第一条によるところの趣旨というものは、労働者と雇用者の間の対等によるところの態度でもつて賃金などを決定していくことになつておると思うのですが、その点はどうでしょう。この法律の中でもその趣旨をこれで生かされているというふうに言われますか。その点について労働大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○野原国務大臣 趣旨としてはおおむねおっしゃるとおりであると考えます。

○寺前委員 それでは具体的に、どの点がここでいわれているところの働く条件について、使用者と働く者が対等の立場において交渉し決定していくといふことが、この条文のどれによつてそのことをいっているのか。これはやはり大臣に聞かぬといかぬ問題、一番基本の問題なんだから。貰かれておるのか……

○野原国務大臣 具体的な問題ですから基準局長に……

○和田政府委員 委託者と家内労働者の対等問題でございますが、たとえば家内労働手帳によつて労働条件を明確にして——労働条件といひますか、請負条件、加工条件を明確にするということ、対等の立場での取りきめ方を明確にしうと

いうところには基本的な問題があると思います。それから工賃のきめ方につきましても、直接払いか、そういう法律による強制を行なうということも、両者の間を対等なものに持っていくというための措置、こういうふうに私も考えております。

○寺前委員 一番基本的な問題からいいますら、工賃の決定による——たとえば工賃の話についていうならば、両者で交渉によってきめたものを基本的な態度で法制化していくという態度をとるのが基本的な態度ではないのでしょうか、大臣。それが組合法にいうところのものとしてここに生きてこなかったらだめなんじゃないでしょうか。

○野原国務大臣 本来はそうあるべきだと思ひますけれども、何せ各家の中で労働している、非常にたくさんの方々がある、それがみんな労働使間で話し合ひをしてきめるというのはなかなかむずかしいと思うのです。そういうことでその仲介に立つ人が必要である場合もありましようし、あるいは会社から直接話がある場合もある。何せ普通の会社につとめておる労働者の方々とはおのずから性格が違つておりますから、そういう面では必ずしも労働使の話し合ひで万事うまくいくというふうには思われない。その点が家内労働のむずかしいところであらうかと思ひます。

○寺前委員 大臣、むずかしいことは、現実がそうならないということから明らかだ。それじゃ、たとえば一定の組合が一定の地域にある場合に、その地域のそういう人たちの間に交渉を持つてやってくというところについて、それは法制的にもそれを最低工賃として保障していくんだということ、この法律から言えるんですな。いまの大臣の答弁からいって、そうなりますよ。

○和田政府委員 一定地域で、一定の組合、家内労働者の皆さんの一つの組合ができて、あるいはいまのところは協同組合とかいうか、あるいは労働組合とかいうか、で現実にあります。その方々と委託者のほうで話し合ひがついて、一つの団体規制的な行為を行なわれますこと

は、一般的な民事契約の問題として、それに従つていくということがいえると思います。その民事契約によつてできましたものを最低工賃とかいうか、そういうものか、今度の法案に定めてあります。最低工賃設定手続を踏んでいただければ、そうしてそれによつてそういうものができれば、法律に基づく最低工賃、そういうことになるかと考えております。

○寺前委員 いまの発言からいいますら、なるかならぬかはわからぬということになると思うのです。両者の間に決定したことが、直ちにそれが法的拘束をするということにならなかつたならば、それは労働組合法の第一条に基づくところの態度を保障したことはならぬのではないかと私は思うのですが、大臣いかがでしょうか。

○和田政府委員 労働組合法は御存じのように長い歴史に基づく、労働者といふゆる資本家と申しますか、経営者との間における実質的対等原則を確保するために労働者の団結ということと規定をいたしまして、その団結を保障しておるということになっております。それに対して、家内労働者の場合につきましては、実はいろいろの模様がございまして、厳密なものを見てみますと、労働組合というか、こつて存在をしております。それが、私どもの承知している限りでは四つほどございまして、これはすでに中労委あたりで労働組合であるという認定を受けておるような組合もございまして、また、一方におきましては、協同組合というか、こつて存在しておるものもございまして、そういうようにいたしまして、家内労働審議会でも、この団結の問題についてはいろいろの御議論がございまして、現実には存在しているものが非常に種々多様であるということ、意見が必ずしも一致しないわけでありまして、労働組合的にいくべきだ、いやそうじゃなく事業的な非常に強いものもあるんだから、協同組合的にいくべきであるというふうな御議論がございましたので、家内労働審議会としては、当面の問題としてそのどちらかに割り切ることをやめて、この家内労働

者の方の団結の問題は今後さらに検討して、いこうというふうな結論になりまして、先生御存じのように答申にもそういうふうに出ておりますので、それを受けたわけでございまして。

○寺前委員 今後の問題といたしまして、この法律によるならば労働基本権にかかわるその問題、たとえば最低工賃の決定については労働大臣や労働基準局長の職権によつてきめていくということになりますので、したがって、基本的に労働組合法に基づくところのあのことを保障したということにはならないというように解釈してよろしいな。

○和田政府委員 法律的に申し上げますと、労働大臣及び都道府県基準局長がきめるということになっておりますので、団結に基づいた労働協約をそのまゝ認めていくというか、こつての法文形式にはなっておりません。なつておりませんが、実際の運用にあたりましては、そういうものができますれば、そういう事情を勘案して、労働大臣なり基準局長なりがこの法律に定められる所定の手続をとつていけば最低工賃になる、こういうことと

ございまして。

○寺前委員 それじゃ話を進めます。その件の意見はそれなりにわかりました。

それから次に、今度は逆に労働者の側から、この法律ができたら一体どういふことが保障されるのだからかというこの期待というのは非常に大きいと思うのです。それは長い間劣悪な条件のもとにおつただけに、このことに対する期待は大きいと思うのです。

そこで、それじゃたとえば現実に起つてくる問題からいいますら、労働災害が非常に劣悪な条件下にあるから激しい。救済問題というのは、緊急の問題としてみんな期待していると思うのです。たとえばいろいろな職業病が、家内労働者のことですから発生している。しかしそういうものが、普通の大きな会社などにおいては労災の補償という形で適用されたり、あるいは仕事の面からいうたら失業保険の問題とか、こういうふうな一般の労働者が持つておるこれらの健康保険あるいは失

業保険あるいは労災保険、この問題に対する期待は非常に大きいわけですね。これは大臣もよく御存じだと思ふのです。この法律によつてほんとうに、普通のそういう経営の労働者と同じような保障が実際にされるのかどうか、大臣、どうでしょう。

○和田政府委員 この法律で家内労働者がどういふ保護を受けるかということについて、条文的な問題でございまして、私からさしあつて答へさせていたきたいと思います。

今度の条文では、ただいま先生御指摘のように、いままです委託者と家内労働者の間における約束がきつめて不明確だ、そのために出てくる無用の紛争というのはいふふん多うございまして、そのために委託者があまりにも得をする、家内労働者が損をするというふうな事例が非常に多うございまして、それを規制するものとして、家内労働手帳というもので労働委託条件をきつめて明確にすることによつて無用の紛争を省く。とともに家内労働者が、自分はいふいふ条件のもとにこつて加工をしているのだということに明確な自覚を持つて働いていただけるようにすることができるようになつた、こういうふうに思ひます。

それから工賃の支払いにつきましても、とかく支払いがおくれがちであつたりあるいは現金が渡されなかつたり、そういうふうなことから出てくる弊害がございまして、今回は現金で全額を払ふ、そうしてそれも一月以内に払ふというふうに、期限の明示等をいたしておりますのもそういうこととございまして。

それから安全衛生問題につきましても、これは事の性質上努力義務をまず第一の前提としまして、第二は、都道府県労働基準局長から所要の安全衛生に対する処置ができるようなことをいたしまして、けがとか病気ということから家内労働者の方を法的に保護するような規定を設けた。

その他打ち切りにつきましても一定の、六カ月以上継続の場合にはできるだけ早く予告をするというふうな努力規定を設ける等いたしましたよう

なわけで、相当の進歩があるものと私どもは考えております。

○寺前委員 私はそういう部分の問題があることも事実だと思ふけれども、労働者が共通して願っている現実の救済からいうたら、何といつたって普通の工場であつたら失業保険——継続して仕事がないのだから、そうなるべくして、失業保険という責任ある雇用関係を保つてほしいとか、あるいは労災の補償ですね、それは特別労災補償の適用じゃなくして、それこそ雇用関係にある形態でやつておらぬとか、そういう問題については解決されてないことは事実ですね。これはやはり直接この法案の出ることを待っている人になれば、大きな問題だと思ふ。それからまた労働基準法という問題が、労災の問題もその一つとしてそこから出てくるわけだけれども、労働基準法で一定の時間の中で、週何時間、一日何というワケがあると、こういうワケで労働者は拘束されるようになる。ところが個人契約みたいな形になるからそれは時間がきめられない云々と言われるけれども、契約をもしも対等の立場に立つた交渉の上においてやる、賃金決定をやつていく、そうした基準法に基づくところの割り増し賃金の問題まで含めて賃金決定を両者間でやつていくという体制をつくるならば、私は、基準法の適用をされるところの時間の問題とか、あるいは一週間、一日の給与の問題とか、有給休暇の問題とか、こういうものが全面的に適用されていく、だから基本は平等、対等の立場に立つてやることのできる法律としなかつたならば、私はむしろこの法律によって——労働基本権というものはあります、労働組合法はあります、労働基準法はあります、しかしこの分野の人たちにはそれが適用しにくいのだ、適用しにくいのだから、この家内労働法で最上といわなければならぬという結果になつて、逆に、あの労働基準法は労働者の最低の条件を規定するところのものであつて、これ以上にしなければならぬというあの労働基準法を低めることに

なるのではないかとということで、労働大臣、私はもう一度聞きたいのですよ。これが労働基準法を低める役割をする法律にはならぬだらうか。あれは最低基準をきめるものであつて、労働基準法以上のものをやりなさいと法律ではなつていて、ところが、こういうやり方であつたら、これより下げることになるんじゃないか。それは具体的に言つたら、たとえば職場の安全の問題一つを見て、契約者と労働者と両者の間によつて決定する、やつていくのだということ、労働者の側に責任を持たされる結果になります。こういう点から見ても、基準法を下げる役割を家内労働法は持っているんじゃないか、このことを一言聞いて、私はこの質問を終わりたいのですが、大臣、一つだけ簡潔にお願いしたいと思います。

○野原国務大臣 いままでは家内労働という地位がきつて不安定であり、劣悪であつた。したがつて、家内労働法ができまして、初めて一般の労働者に準ずるような扱いを受ける。しかし、これは労働基準法を引き下げるというふうなことは断じてあつてはならないと思ふし、またそういう性格のものでもない。やはり労働基準法のワケの中で労働者の地位が守られるものであるというふうな考へておるわけでございます。

○寺前委員 それではこれで終わらせていただきますけれども、最後の問題については、私は労働基準法を下げる役割をするというふうに見るのが至当だと思ひます。

○倉成委員長 この際、申し上げます。本日は、全日本家内労働者組合連合会会長本間熊蔵君及び東京交通労働組合主婦の会常任幹事塚本すみ子君の両君に参考人として御出席いただきております。

本日は御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。何とぞ参考人各位におかれましては、忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

な、議事の順序をいたしまして、最初参考人より約十分程度に御意見を要約してお述べいただき、そのあと委員の質問にもお答え願ひたいと存じます。

また、議事規則の定めるところによりまして、参考人の方々が発言なさいます際には、委員長の許可を得ていただくことになつており、参考人は委員に対して質疑することはできないことになつておりますので、あらかじめお含みおき願ひたいと存じます。

それでは、まず本間参考人からお願いいたします。

○本間参考人 私はいま御紹介にあずかりました家内総連の副委員長をやつております本間でございませう。

私はベンゾール中毒事件で最も深刻な体験をした家内労働者として、家内労働の実態と問題点について御報告申し上げます。

委託者の性格についてまず述べたいと思ひます。

家内労働に委託する委託者、すなわち問屋、あるいは製造業者及び仲介人でありまして、商品を生産する製造業者というよりは、実際には問屋的、商人的な性格が非常に強い小零細業者がほとんどであります。

休業補償の必要はないのであります。また事業場を閉鎖する場合、労基法にいう解雇予告、退職金の支払いなど一切のめんどろなことは必要としません。家内労働に依存している各種の家内工業における共通点は、前近代の生産形態、問屋制家内工業であるといふことがいへましよう。

このほか、大企業が家内労働者に直接または仲介人を通じて委託することは近年増加してきています。このことは、労働力の不足が深刻化し、潜在労働力の開発が大きな原因と思ひます。

時間の都合上、仲介人の性格は省略させていただきます。

三番目に、家内労働者の実態について御報告したいと思います。

家内労働者は各自の住まいを作業場に当て、起居する場所と同一個所で作業を行ない、家内労働者の労働力は、おもに世帯主とその家族の労働であり、中には親族の人が同居している場合があります。

特殊の例外としては繁忙期に知人から臨時に手伝つてもらふ人もあるようであります。家内労働者、業者をおたなどと呼んでおり、だんな、職人という関係、近來では社長、専務とか呼ばれは変化しつつありますが依然としてその関係は封建的従属関係に縛りつけられ、繁忙期には寝ずに仕事に追いついて、委託者の言いなりにならざるを得ないような仕組みの中に家内労働者は置かれております。

以上のような労働条件のもとで工賃の決定は自主性を欠き、業者と対等の立場で適正な工賃の決定ができない状態にあります。この原因は雇用労働者と異なり、事業主及び店員との間で毎日の仕事の授受のたびに接するので、事業主及び店員のごきげんを損ずることは、その日からの作業量の減少に結びつくことを極度に恐るからであります。

次に、家内労働の概念について御報告いたします。

現代における産業構造の変化とともに労働形態の変動も激しく、労働事情も近代的就業構造と相まって婦人労働分野に見られるように労働市場も拡大し、労使区分が明確化しようとしている現状の中で、家内手工業の、特に雑貨商品等の生産関係においては旧来依然として、前近代的な従属的家内労働によって生産が行なわれているのであります。

家内労働の関係においてそれを統一的にとらえることは困難であります。私は、家内労働政策の実効性を高めるためにも家内労働の性格を科学的に分析し、家内労働関係を明確にする必要があると思ひます。

私たちにあつても家内労働者といふことばを用いる場合、明確な統一的内容を持つていたわけではなく、私どもも実運動に携わつてゐるものとして、その必要から、はきもの産業だけでなく、あらゆる業種の家内労働関係から見て統一した内容を持ちたいと思ひ、次に申し上げるよう分類したのであります。

家内労働者と称されている中に、商業的な性格の強い者と労働者のな者、内職者にと大別できると考えます。

商業的な家内労働者とは、この人たちの生活程度は上層の部に位置し、独立手工業者として販売機能と高額の生産工具を所有し、常時的に少数の雇用労働があつて、業者との関係は従属関係というよりも、むしろ経済上の関係と見られる側面が強く、経営者の性格を持つております。

労働者のな家内労働者とは、前者とは全く反対で、簡単なとるに足らない生産工其しか持たず、前近代的な従属関係によって支配され、随時技術指導と労務管理、労働力の把握が業者の手にあつて行なわれ、生産計画及び商業的利潤もまた業者にゆだね、その労働の成果も、また市場の評価も業者の手にあり、みずからは、労働力を提供し、その労働の対償として受ける工資収入によつて生計を維持しております。したがつて、この種の家内労働者は委託者との従属性が強く、その仕事も

継続的であり、固定的で、雇用労働者の地位に近いもので労働者のなであります。

内職者については、その実態について諸先生方も御理解が深いことと存じますので省略させていただきます。

このように、何ら商業的利潤を得る手段もなく、ただ肉体的労働によつて工資収入を得て、これにより生計を営んでいる家内工業の生産に従事する家内労働者は、法的には雇用関係はないといへ、本質的には賃金労働者と大差ない労働関係の中に働いております。また現在では労働力の不足が家内労働者の分野にも大企業からの就職勧誘の手が伸び、低工資、ひま場、長時間労働等、劣悪な労働条件下での生活をきらい、親子で働いていた家内労働世帯の中で、若い人は雇用労働者として転業する傾向が二、三年前よりあらわれ、労働力の減少により複数の委託者の仕事をしていた家内労働者皆無といつてよいほど大きく変化しております。このような変化は思想面にも影響し、家内労働者は業者の意識が強いといわれましたが、業者の意識は薄れ、労働者としての自覚を深めてきております。

以上のごとく、実態は賃金労働者と本質的には大差ない性格を御理解いただき、一定の委託者のもとで継続して働いている家内労働者には労基法の適用をはじめとして、労災保険、健康保険、失業保険、退職金、休業補償等の社会保障制度を適用すべきであると考えます。

次に、安全衛生と業務上の疾病について申し上げます。家内労働者の作業場は、四畳半ないし六畳程度の狭小な場所で行なう場所において行なわれているのが普通で、都市においては大部分がアパート生活または間借り生活であります。このような環境と長時間労働という悪条件も加わり、非衛生的なもとで作業が行なわれております。

昭和三十四年七月、東京ヘッパサンダルの家内労働者及び内職の間で発生したベンゾール中毒事件も、このような環境の中で生じたのであります。

す。

家内労働者の使用する副材料の中に、有機溶剤（接着剤、ゴムのり）及び鉛、水銀等が使用されております。この種の家内労働者は常に健康上の不安な気持ちで作業をしております。このような現状でありながら何らの保障も与えられておりません。

一定の業種については定期的な無料健康診断、特殊検診等を行なうことを委託者に義務づけ、さらに労災保険の適用を行なうよう強く要望する次第であります。

最後に、ベンゾール中毒事件で最も深刻な体験をなめた東京サンダル工組合の家内労働者として、労働保護並びに社会保障立法より除外されてきた家内労働者の保護のために、家内労働関係を明確にし、労働基準法の精神に従ひ、労働条件を規定され、もつて家内労働者の最低生活を保障される立法を心からお願ひして私の報告を終わります。（拍手）

○倉成委員長 次に、塚本参考人をお願いいたします。

○塚本参考人 御紹介にあずかりました塚本でございます。

今国会で家内労働法が制定されるという運びになったといふことは、私たちが内職をやつております者にとつて、いまだ強い要求であつただけに、非常に喜ばしいことだと思つております。ですけれども、残念ながら、私たちの弱い内職者の実態に即応した家内労働法であるかどうかといふことに對して、私たちは非常に内容的に不十分なものを感じて残念に思つております。その上に立ちまして、家内労働者、弱い内職者の立場に立つて強い要請をしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私も主婦の会は、内職を専らしの問題として、春闘の大幅賃上げの戦いと結合させながら、運動を進めてきました。昭和四十年二月第一回内職大会を開き、本年第六回の大会を開きました。毎年大会を開くにあたり、全国の内職者からアン

ケートを集め、製品別に工資は幾ら、どれくらい時間がかかるか、一時間に何個できるか、そして幾らになるのか、日収は幾らか、月収は幾らか、なげ内職をするのか、工資の不払いや労働災害はどうか、職業病、などの実情調査をしてきました。無権利のまま放置されている内職者の強い要求を申し上げます。

第一に、専業者重点のものでなく、内職者の権利を守る家内労働法にしたいだきたいといふことです。

第二に、家内労働法案はその第一条で、「この法律は、工資の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上」と「生活の安定に資することを目的とする。」とつたつていますが、第十三条の最低工資額規定ではたしてこの目的を達成できるでしょうか。家内労働問題の最も重要なポイント、工資であります。労働省の推定による家内労働者は、四十三年調べで二百二十万人のうち、専業型家内労働者は一四・七万人、副業型家内労働者は六・一万人、家庭の主婦の内職者は八一・二万人といふ数字になっております。四十四年の中間では百四十三万人の家内労働者となつていますが、このように家庭の主婦の内職者が圧倒的に多数を占めております。しかもその一時間当たり工資は、男子労働者の賃金の六分の一、女子労働者の賃金の三分の一といふ低さです。家内労働者の工資を調べると、大部分が時間当たり平均五十円から七十円という低賃金です。主婦の会四十四年度の調査では、平均七十一円六銭です。この安過ぎる工資は、内職は安いのがあたりまえといふ委託者と内職者相互から生まれたものであります。円単位の時代に、内職工資は銭単位です。内職もりっぱな労働です。このような劣悪な労働条件から内職者を解放し、この法の目的とする内職者の生活の安定を期するために、内職の最低工資は全国すべて、同一の内職製品、同一の業種について一律に最低工資をきめていただきたいと思ひます。同一の内職製品でも、都市と郡部では大幅に

第三に、工賃の遅配、欠配をなくしてもらいたいと思うのです。本年の調査でも、不払いが四十三年に比較して二・二%の増加となっています。不払いが増加してきていることは問題です。工賃の遅欠配の場合、どこが保障するか。国なり自治体で保障していただきたい。

第四に、家内労働手帳について第三条二項に「委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。」とありますが、内職者は手帳が発行されると、それによる税金のことが心配になってきます。家内労働者の工賃収入が明らかになることは、徴税がやりやすくなり、低額収入の者も課税の対象として追及されることとなります。内職などにつきましては、十万円で良心に従つて申告をしなければならぬ。配偶者控除の適用は、自分は受けることができるという現実です。家庭の主婦の内職収入にまで課税をする、そうして配偶者控除を十万円こえたら削つていこうという基本的な態度は、徴税行政として妥当であるかどうか、御一考いただき

第五に、安全及び衛生については、第十七条で「委託者は、委託に係る業務に關し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならぬ」とあり、「とることを命ずる」と二十八条にあります。が、労働災害やその被害の経済負担から内職者を守るためには、もっと嚴重な委託者責任が問われてよいのではないのでしょうか。また、職業病もふえてきています。健康診断、治療など委託者で保障してもらいたい。

このほか労働時間の問題などいろいろありますけれども、時間の制約がございますので、ここで終わらせていただきたいと思いますが、どうぞ弱い内職者の身になって、立場を十分お考えいただき、やはり真の家内労働法を制定していただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○倉成委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 参考人、ほんとうに御苦労さんです。ありがとうございます。

それで本間参考人に承りたいと思います。労働組合ができてくるようです。この労働組合ができておつて、委託者、いわば親方との団体交渉というか、こういうような折衝はどういうようになんかあいに行なつておられますか。そして、そのきまつたことはよく守つてくれますか。そしてまた、まあ団体交渉ということばで言うか、いろいろあるでしょうけれども、すなおに応じしてくれるようですか。組合ができておるそうでございますので、この点についてまず参考人に承りたいと思います。本間参考人にお願ひします。

ばかり開かれておりません。それで各個々の委託者のところに、組織として職場会を結成しております。この職場会と組合とが協力して、一メンバーに対して団体交渉を持っております。そして、そこで団体協約をつくっております。しかしこれは実際、先ほども報告の中で申し上げましたように、団体協約をつくって、その後の実施が、毎日個人で作業の授受をいたす、接触するのは個人個人が毎日接触する、そういう中で業者のほうで切りくずしが出てまいります。そしてそれを追及していくと、その人はあすから仕事がない。おまえはうるさいからもう仕事を出さぬというようになってしまう。こういうようなことが繰り返しに

○島本委員　ありがたいございました。せっかく組合ができて、相手方のほうではなかなか言うこともよく聞いてくれないし、交渉にも応じてくれないような傾向があることもわかりました。そしてそういうような場合には、何か政府の機関、こういうような機関に話し合ったりして、これを実施させるようになすったことがございましたか。

組合として運営していた。これがやはり家内労働者のいわば一つの悲劇だっただろう、こういうふうに思わざるを得ないのであります。しかし朝からの質疑でも尽くされておりますけれども、今度新しく家内労働法ができた場合、それぞれ基本権を尊重する立場から十分これを行政的にも指導するといふはつきりした態度の表明が政府側からもありますから、その点は今後自信を持って運営すべきだ、こういうように思います。

○島本委員 そういうような場合にはどういうようなことになりますか。きげんを損ずると、今度おまえに注文を渡さないとか、また、量を減らすとか、そういうような仕返しがあるのですか。

○本間参考人 それはあります。われわれは毎日、サンダルで申しますと大体百から二百足くらいの作業量をいただくわけであります。そういう

ようなことをやりますと、それが五十足になり三十足になり、後には、きようは仕事がないからというこでそのまゝ委託が打ち切られる場合がございいます。

○島本委員 どうもありがとうございます。だいぶわかつてまいりました。

それから手帳の問題も出ておりますけれども、おたくさんのほうの組合だと思ひますが、家内労働手帳、現行のような程度のもものでは、こんなものは要らないのじゃないか、やる以上やればはつきりした恩恵か——それによつて税金の単なる申告だとか収入の明確化をはかるだけにすぎないの、その程度ではこんなものは要らないのじゃないか、こういうような声もあるということも聞いておるわけでありす。しかし、手帳そのものによつて今後労働条件のいゝ改善と申しますか、いろいろ雇用条件もこれによつて改善していくこととする意図があるわけでありす。そういうようなことからして、手帳の問題については今後不足な点なんかをもっと十分考慮してやらなければならぬのですけれども、今度政府のほうでつくつてそれを業者のほうへやつて、変に宣伝をさせたりすることのないようにして、りっぱな手帳制度にして交付したいという意向があつたわけす。手帳について、皆さんのほうで何か、こういうようにしたらいいという考えがございましたら、せつかくの機会ですから、この際に参考にならず承つておきたいと思ひます。これは本間参考人と塚本参考人、両方からお願ひしたいと思ひます。

○本間参考人 家内労働手帳については、いま島本先生がおっしゃられたように、私のほうでは実際この手帳には困り切つておるわけです。というのは、ただ単にいま島本先生が言われた理由のみならず、先生方も審議の中で、なるほど家内労働というものは多岐多様にわたつていて、これはちよつと問題があるぞというようにお感じになつたと思ひます。そういう中で、この家内労働手帳が行政指導によつて全般に行き渡るかどうか、普及

する度合いが問題であらう。というのは、この手帳が渡る者と渡らない者ができてくる。そうすると、われわれの業者のほうでは、こういうことができてくると思ひます。手帳を持つてゐる者にははつきり出さなければならぬ、こつちのほうに出すと工賃は規定どおり払わなければならぬ、ところが手帳を持つてないほうには安くさせられる、だから手帳を持つてないほうに仕事を流すというおそれがあります。そういう点で、これをやるにはやはり行政指導がどこまでいけるの、どうか、どこまで徹底して普及させられるのか、こういう点については私は疑問を持つています。そのほかについては何もありません。

○塚本参考人 労働手帳について一般の主婦の声を申し上げますと、家内労働手帳が出ることによつて税金をかけられるということに非常におそれを抱いております。と申しますのは、主婦は家計が赤字で、そこで苦しくてどうしようもなく働いて、やつと得た収入の中から、家内労働手帳が出ることによつて明確化され、そしてそれに徴税されるとなると、いろいろの弊害が出てくるわけです。と申しますのは、扶養控除も受けられませんが、それから扶養手当、これもその企業企業によつて制限がございすけれども、ほんとうに公労協あたりは十四万五千円くらいまで働きますと扶養手当を没収される、扶養控除も引き揚げられる、そしてその上にまた税金がかけられるということになりす。一体主婦は何のために働いてゐるのかという状態になりますので、家内労働手帳がおそろく出るとしても主婦はなかなかそれを、幾ら雇用状態の明確化といふいろいろのものが銘打つてあつて、内容的にはすばらしいものであつても、税金がこわくて、それをいただくということにはならないと思ひます。そういう点におきまして、家内労働手帳が発行されるということに對して、私はいいとも悪いとも申し上げることはできませんけれども、その中で主婦がこういうような考えの中にあるということを皆さんがお含みおきいただきたいと思ひます。それで先ほども

お願ひしましたように、弱い内職者の税金を何とかしていただきたい。ほんとうに税金をかけないでいただきたいということがお願ひできれば、労働手帳はすばらしいものだということに判断いたします。

○島本委員 税金の問題に関連して、これは塚本参考人にお伺ひしますが、内職をしてゐる人の統計を見ますとたいがい教育費、おかず代、おやつ代、医療費、それから耐久的消費財その他、七三、四％が生活費の足しというこで使われているようなデータが四十四年度の調べに出ておつて、私どもも一応驚いた次第です。そうなりますと、ちよつと私ここで質問したいのですが、生活に困つてゐる中で生活保護法の適用を受けてゐるような人は、収入があつたらその分だけ減らされますから、このような人に対してはどういうようになってゐるのかちよつと心配なのです。生活保護法の適用を受ける人の収入データなんか、みなそんなんです。現在は生活保護の適用を受けても十分それで生活してゐるというやうな段階ではございせんから、それらの人たちが勢ひ内職に従事してゐるのじゃないか。そのやうなことになる、生活保護基準もございしたり、いろいろそれに対する条件がございす。こういうやうな人たちに對してはどういうふうにしておられるか、この実態を差しつかえなければちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。特ににおわかりにならないければけつこうですが、この生活保護法の適用を受けてゐる方なんかもおられますかどうか。

○塚本参考人 私どもの「主婦の会」では、生活保護法を受けてゐる方は少数です。いままで内職をする人は、もうほんとうにぐく貧しい人がやつてゐるというやうな判断をされてゐたように思ひますけれども、現在ではそういう貧しい人の内職というよりも、一般の婦人がほとんど、いまも御質問の中にあるやうな、生活費に追われて働いてゐるやうな、そしてその生活費に追われてゐる中でも、いまは昔と違ひまして小学校

を卒業したら働きに出すとか、中学校を卒業したら働きに出してといったやうな考え方ではなくて、一般一様にせめて高校までは、せめて大学へやつてやりたいというやうな主婦の願ひから生活費をかせいでゐるというやうな状態です。そしてその中で、たゞいまも御質問にありましたが、教育費、それと食費にまかなわれてゐるというこどももございすが、ほとんどの主婦はみな生活費と教育費というこの中でお働いてゐます。そしていまの御質問の生活保護法を適用されてゐる人というのは、私たちの中ではほんとうに少数の人でございすので、私もはつきりその内容はつかんでおりませんけれども、現時点におきまして中高年の婦人また小さいお子さんを持つてゐる人たちが、そういう人たちの内職はほとんど、たゞいまもお話し申し上げましたやうに教育費と生活費の中に——まあ中には耐久的消費財に支払つてゐる人もたくさんございす。それはやはり近代的貧乏というのか、やはり皆さんがテレビを持つてゐればテレビ、冷蔵庫を持つてゐれば冷蔵庫というやうに耐久的消費財の中に加えておられますけれども、それはあくまでも一部の人のものであつて、実際の面におきましては生計費の中に繰り入れてゐるやうな状態ですから、どうぞ……。

○島本委員 あと一、二で終わらしてまいすが、いろいろ、これは塚本参考人のほうから一応税金の話が出されました。それに対して心配だといふ点もございす。これでやはり内職者に対しては雑所得というやうなことになる、専業者に對しては事業所得になったり、それからサラリーマンに對しては給与所得、それがいろいろ地方税のほうにも影響してきて、もうこれは専業者に對しては個人事業税もかかる、こういうやうなこです。やはりそれを心配してやりました結果、これはかからないやうに努力するやうであります。ですから、その点心配は私どもはあまりしておらないのでありますけれども、あまりにも悪いのかもしれせん。ただこの法案、いま出ておりますが、これに對して賛成なのでしうか、反

対なのでしょうか、最後に御両人からひとつそれぞれ意見の発表を願いたいと思います。

○本間参考人 全面的に反対とは思いませんが、ないよりあったほうがよいという意見のほうが強いうでございす。これを土台として家内労働の実態に即した法律に要する努力をお約束願えれば、私は賛成いたします。

○塚本参考人 私どもはここ数年、昭和四十年から家内労働法を制定して下さる様に要請をし続けてまいりましたので、今国会で制定されるという事は非常にうれしことだと思ひます。

ただ、私が先ほども申し上げましたように、家内労働法がほんとうに内容的にまだ不十分だと思ひますので、今後その内容を変えていっていただきたいと思ひます。私としましては、というより私ども「主婦の会」としましては、家内労働法が制定されるという事は非常に喜んでおります。

○島本委員 ちよつといまの質問に関連して山本委員がぜひ発言したいそうですから……。

○山本(政)委員 関連して。本間さんにちよつとお伺ひしたいのですけれども、この法案は要するにあまり実のない法案だというお話ですね。それで実態に即してというお話がありましたが、実態に即してというのはいくつという意味なのか私もよくわかりませんけれども、つまりこういう意味ですか。

一つは、一般的な言い方をすれば労働者としての基本権を認めよ、こういう主張なのか、あるいは具体的にいえば休業補償の問題があるだろうし、あるいは労働時間の問題があるだろうし、そして時間からいへば家内労働というのは、私よく知りませんが、非常に長時間労働のような気がする。そうすると、オーバータイムの問題もあるだろう、あるいはその他の問題もあるような気がするのですけれども、一般の人たちには退職金があるけれども、あなた方にはおそれないような問題もある。そういうことについての何か展望といひますか約束といひますか、そういうもの

があればいいというお考えなのか、その辺ひとつはつきりと聞かしていただきたいと思ひます。

○本間参考人 家内労働の実態に即してというのは、現在の法案の中に、定義でもおわかりのように、こんな複雑な家内労働の実態が一つにきめられてゐる。これが先ほど私が報告の中で分析しましたように、実際に言つて、社会保障制度にしても、あるいは労働基準法を適用するにいたしましても、適用できないような人も含まれてゐるわけですから、こういう法の適用範囲の問題を明確にして、その中で、私の申し上げる通りに、労働者の、要するに従属関係によつて結ばれてゐるような家内労働者に対しては、労働基準法の精神に従つて適用していただきたい、こういうことを加味していただきたいということでございます。

○山本(政)委員 もう一つお伺ひしたいことは、あのヘップサンダル事件ですか、それでちよつと思ひ出したのですけれども、つまり、たとえば接着剤一つにしたつて、いま原材料が非常に変わつてくる。それに応じて、そういう薬品関係も常に激しい変わり方をすると思ひます。そういう場合に、こういう言い方をするとたいへん失礼かも知れませんが、つまり家内労働をおやりになつてゐる方々は、そういう薬品の性質が有毒であるかどうかという事は使う前にはわからぬわけで、使つてしまつて、病氣にかかつて初めてこれは有害だということになるわけだから、そういう場合、それを規制するものは何もないわけですね。私はよく知りませんが、たとえば役所の指導課とかどこかへ行つて、これこれの薬品が有害かどうかということ調べてもらつて、その結果はわかりますね。しかし、そういう手間ひまを家内労働者というのにはおそれるやうな気がする。そうすると、要するに常に病氣にかかつてしまふわけば、そういうものがあるかどうかどうであるかというところがわからぬということになるのじゃないだろうか。その辺について一体どうすればいいか。あなた方にそういうお考えがあるかどうか。

もしお考えがあれば、そういう点もひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○本間参考人 労働災害の問題につきまして、ベンゾール中毒でさんざんやりまして、このベンゾール中毒の発生した状況を理解されればおわかりになると思ひますけれども、家内労働者の場合、一作業場において集団で作業をやつておるわけではございません、分散してやつておる関係上、あつていふやうに入院して再起不能な貧血症などという診断を下されないう限り、そういう患者が出ない限り、これは把握することは困難でございます。私のほうでは、これは先ほど申しましたように、小零細企業でございますので、委託者のみの責任によつて——有機溶剤の場合は特殊健診をしなければならぬし、またこれが世帯主だけでなくて家族もそうでございます、子供も含めて、子供が遊んでおる場所ですつておりますので、特殊健診をやる場合は、一家族全部やらなければ意味ないわけですね。そういう意味では、これは経費が高いものですから、実内労働者個人の負担ではできません。したがつて、委託者と国と公共団体等の援助によつて定期的にやつていただきたい、私はかように考えております。

○山本(政)委員 どうもありがとうございます。私がかように考えております。

○倉成委員長 古寺宏君。

○古寺委員 本間参考人にお尋ねを申し上げたいと思ひますが、今度の問題点の中では仲介人の性格といふことについては省略をいたしておりましたが、今度の法案が通つた場合においても、悪徳仲介人によるところのピンはねと申しますか、そういう懸念があるのではないかと申します。これは、この点についていかがでございますか。

○本間参考人 仲介人と申しましたが、いろいろございす。自分がある作業をやつて、そして若干の雇用労働者を持つてゐる場合と、そして家内労働者をあわせ使つてゐる場合、あるいは全然作業をやらずに家内労働者のところあるいは内職者のところを回つてやつてゐる場合、こういう場合があります。それからこの口銭については、いろいろありますが、大体内口銭と、委託者から一個幾らというふうな単価でもつて請けてまいつて、そのうちから自分の利益を搾取して家内労働者に渡してゐるのが現状であります。したがつて、私どもの立場とすると、われわれの工賃を保護するために仲介業者のほうを少し締めつけていただきたい、こういうふうな考えております。

○古寺委員 先ほどのお話の中に、工賃の決定は自主性を欠き、業者と対等の立場で適正な工賃の決定ができない状態にあります、こういうふうになつておりますけれども、今度の家内労働法が通つた場合には、こういう心配はなくなるというふうにお考えでございますか。

○本間参考人 その点につきましては、この法律によつて当局の行政指導が十分なされればなると思ひますけれども、行政指導が十分でなければ、なかなかこれは解消にはいかないと思ひますが、われわれ組織を持つてゐるものは、この法を武器といたしまして業者と戦つていくつもりでございます。

○古寺委員 先日、浅草のほうに行つていろいろ見せていただいたときには、家内労働者の方の住んでおられる、また作業なさつておられる場所が非常に狭い場所、しかも借家やアパートが多い、こういうことをお聞きいたしました。今度のこの法案が通つた場合には、いろいろな安全衛生規則によつて改善をしなければならぬというふうな事態もあるいは起こるんじゃないか、こういうふうな考えますけれども、自分の家でない、アパートや間借りでございますので、当然大家さんの承諾を得なければ、これはできないわけでございます。今後家内労働者を続けていく上において、それが承諾されない場合にはそこからどこかへ移転をしなければならぬ、そういう心配もあるわけでございますが、この点については、いかがでございますか。

○本間参考人 いま古寺先生がおっしゃつたとお

のところを回つてやつてゐる場合、こういう場合があります。それからこの口銭については、いろいろありますが、大体内口銭と、委託者から一個幾らというふうな単価でもつて請けてまいつて、そのうちから自分の利益を搾取して家内労働者に渡してゐるのが現状であります。したがつて、私どもの立場とすると、われわれの工賃を保護するために仲介業者のほうを少し締めつけていただきたい、こういうふうな考えております。

○古寺委員 先ほどのお話の中に、工賃の決定は自主性を欠き、業者と対等の立場で適正な工賃の決定ができない状態にあります、こういうふうになつておりますけれども、今度の家内労働法が通つた場合には、こういう心配はなくなるというふうにお考えでございますか。

○本間参考人 その点につきましては、この法律によつて当局の行政指導が十分なされればなると思ひますけれども、行政指導が十分でなければ、なかなかこれは解消にはいかないと思ひますが、われわれ組織を持つてゐるものは、この法を武器といたしまして業者と戦つていくつもりでございます。

○古寺委員 先日、浅草のほうに行つていろいろ見せていただいたときには、家内労働者の方の住んでおられる、また作業なさつておられる場所が非常に狭い場所、しかも借家やアパートが多い、こういうことをお聞きいたしました。今度のこの法案が通つた場合には、いろいろな安全衛生規則によつて改善をしなければならぬというふうな事態もあるいは起こるんじゃないか、こういうふうな考えますけれども、自分の家でない、アパートや間借りでございますので、当然大家さんの承諾を得なければ、これはできないわけでございます。今後家内労働者を続けていく上において、それが承諾されない場合にはそこからどこかへ移転をしなければならぬ、そういう心配もあるわけでございますが、この点については、いかがでございますか。

○本間参考人 いま古寺先生がおっしゃつたとお

りで、それが私たちの一番悩みの種でございます。したがって組合といたしましては東京都に対して、仕事ができる、作業してもいい都営住宅をつくってほしいということをお願いいたしておる現在でございます。

○古寺委員 去る三十四年の七月、東京をはじめ大阪、桑名、いろいろところでベンゾールによる中毒が発生いたしました。その後労働者は、家内労働審議会の答申に基づいて、健康診断あるいは特殊健康診断を行なうというふうになっておりましてけれども、そういうことについて実際本間さんは特殊健康診断を何回ぐらい受けられ、また同業者の方々の中で、その健康診断の結果、中毒症状があらわれているというふうに診断を受けた方が何人くらいいらしたとございましょうか。

○本間参考人 ベンゾール中毒の発生した当時には、組合員が約二百五十、特殊健康診断、これは東大病院の先生方の協力を得て実施いたしました。そのときには、大体八割までが要注意、その八割の中で要治療者が約四〇％ありましたが、現在ではおりません。しかし、その後の状況ですけれどもこれははっきりと医学的には申せませんが、私はじめ、この手が、こういうように紫色に変わっておりまして、これが、無理がちょっと続きますと、一昼夜おきますと、かゆくて、皮下炎を起こしますが、これものりのせいではないかと思ひます。私自身、実際においてまだ健康を受けてはおりません。また、女の人たちのそういう訴えが組合のほうにもきております。そのほかにまだ、家族のほうで、婦人のお産の場合に、近ごろ、多量出血で死亡する人が出ております。これも、医学的に健康しておりませんので、実際において、現在それがのりの中毒であるのか、そういうことが原因しておるのかどうかは私は確認しておりませんけれども、昨年の三月、一名なくなっております。これは、それまで非常にじょうぶで、お産は四回目でございまして、非常に元気に働いていた奥さんでございまして。年齢は三十三歳です。この人がなくなっております。

いままで健康を受けたことがあるかと申します。私は三十四年のときに受けたとき、その後健康を受けておりません。

○古寺委員 有機溶剤ののりの中に入っておるアンモニアによって、同じ部屋に住んでおる、一緒に生活しておるところの子供さんが小児ぜんそくになったとか、あるいは一緒に働いている若い女の人に白血球の減少が起きたとか、あるいはまた、毎日労働しておる奥さんが猩紅熱のような発しんが出ていて、あるいはまた、本間さん自体も皮下出血が起きている、こういうようないろいろな中毒症状みたいなものが最近ふえておるようございまして、こういう点について、今度の家内労働法では、はっきりした労災保険の適用といえますか、そういうものがないわけではございませうけれども、この点については、将来当然全面適用すべきであると私は考えますが、そういう点については、どのようにお考えでございましょうか。

○本間参考人 古寺先生のおっしゃるとおりでございまして。先ほど私が申し上げましたように、有機溶剤の場合は、普通の健康診断ではわからない。町の病院に行きまして、こうだと思ふのだから見てくださいと言つても、いや、うちではそれはわからぬというところで、これは、特別な病院に行つて特殊健康診断を受けなければならぬ。これの経費が、大体、一人の健康がいまから十年前で六千円と申しますから、いまちよつと医療代も上がつておるようございまして、おそらく万という金になると思ひます。これが個人負担では、とうてい家内労働者ではできません。したがって、何とかしたとしても、先ほどから申し上げているように、法でもって、委託者と国と公共団体等で、家内労働者の特殊健康診断をしていただきたい、かように考えております。

○古寺委員 こういう作業場、作業環境というものを覚えていくためには、当然いろいろとお金がかかるわけではございますが、家内労働者の方々は銀行その他からの融資も受けられない、また、お借りしましても、利息が高いために、返していく

のには容易でない、そういうこともお伺いをいたしておりますが、この融資制度についてはどのようにお考えになつておられるのでしょうか。どういふことを御要望なさいますか。

○本間参考人 融資制度と申ししても、家内労働者でございまして、現在金融機関を全然持っておりません。ただし、私の組合——組織を持っておる者は労働金庫に加盟しておりますので、そのほうから融資を受けております。なぜそういうようにしましたかという、いままでは、そういう制度がなかった場合、委託者から、生活に困る、前借りとかあるいは借金という形で金を借りておりました、そうすると、借りていくために恩に着せられる、あるいは、それが自分のひけ目となつて、工賃交渉の場合に大きな影響を来たすわけですから、そういう点が低工賃をもたらした原因になつて、生活に困つた場合は労働金庫から借り入れをするというふうなことでやつておりますが、組合のない人は、おそらく質屋しかないと思ひます。

○古寺委員 先ほどもお話がございましたが、所得税は納めていないけれども、事業税を取られる。今後労働手帳が交付されるようになった場合に、非常にそういうことが心配であるというお話を聞きましたけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○本間参考人 家内労働者の税金の問題について、私たちが組織をあげて、国税庁をはじめとして、東京都のほうに、事業税の撤廃、できるならば給与所得にしてほしいということでもお願いいたし、陳情もいたし、交渉もいたしてまいりました。この事業税の撤廃を根拠として——私たちの基本的な立場は、先生方も御存じだと思いますけれども、民法にいう請負というように言われるわけですから、あるいは自営業者だとか、おまえたは下請業者じゃないかというように言われるわけですから、われわれの実態がはたして請負であるかということが、私たちは納得がいかないわけ

です。たとえば請負といわれるのは、俗にいう、一軒のうちを建てる大工さん——一軒のうちを建てるんだから、これをおまえた幾らで請け負えというふうなことで契約されるのが請負だと、通常私は考えております。詳しい理解は持っておりませんが、その点議論はできませんけれども、私たちが委託契約する場合、このものを幾つにつくつて、いつまでに納めるといふことで契約しているのではありません。自分をはじめ家族の労働力を前提として、向こうでその労働力に生産計画を盛り込んで、私たちに委託してくるわけですから、たがって、いつ幾日までという期限つきの委託契約ではございせん。期限はございせん。メーカーがその製造業を営んでいる限り継続されていくわけですから。私も一軒の委託者をもつ二十五年やつております。こういうふうに継続されるわけですから、一つの物件を、請負契約という形で企業がきめ、そして、それが終わつたら次に新しいものを契約されるというものではない。したがって、先ほど申しましたように、われわれの工賃を實際に給与に準ずるその他の収入と見ていただいて、われわれに事業税だけは絶対に廃止してほしいということを懇願してまいりましたけれども、東京都のほうで調査して、その中間報告で私たちのほうに返ってきた点を申し上げます。

われわれに、請負だといふことはいま申しましたが、おまえたは作業場を持つてゐるから事業だと言ふ。われわれが寝起きする四畳半か六畳の間で、子供が遊んでゐるところで仕事をしている、こういう規模のものまでも、要するに作業場といふのかどうか。これが私たちが納得のいかないことなんです。作業場と一がいにいえば、一つの規格を持ち、一つの棟が存在し、一つの面積があつて、そこに生産工具なり何なりの設備をしたものが作業場じゃないのか。われわれは仕事場を片づけて寝るのです。星の御飯なんか、自分の仕事台の上で食べるのです。これが作業場といふのでしうか。私は納得がいけない。それから、生産工具を持つてゐる、ミシンを持つてゐるじゃないか、

から、何とかいたしましょうということで、人よくやっているわけです。それで、内職者のところ

は、現行工賃が低い——これはいま単価として申し上げることはちよつとできませんので、税金の申告当時に組合で調査した平均を申しますと、夫

ように、地方へ地方へと移行していきます。ですから、全国一律に、全産業がほんとうにどの土地へ行っても同じ工賃であるならば、そういうこ

のような気がするのですけれども、そういうような内職工賃のきめ方に問題があると思いますので、そういうことも皆さんでお考えあわせいただ

きたいと思ひます。

○古寺委員 それでは時間でございますので、これで終わります。ありがとうございました。

○倉成委員長 寺前議員。

○寺前議員 どうも御苦勞さまでございます。もう時間がおそろでございますので、最後の御意見だけを一言おっしゃっていただけたらけっこうだと思ひます。

それは、この法案によつてみんなの組合員さんですか、何をこれで見現できるだろうかと思ひました。それと、これによつてこの点が困つたことだといふ問題点ですね、端的に問題点だけをお聞きしたい。もうおそろでございますので、その点お二人からお聞かせいただけたら私はけっこうでございます。お願いします。

○本間参考人 この法案についての問題点と言われましても、言へば幾らもあるわけですが、まず私ども、私たちが期待していたのは、先ほど私が説明していた点に尽きると思ひます。われわれは労働者と大差ない関係に置かれていたのだから、要するに賃金労働者と同様に、労働者としての基本的権利、団体交渉権なりあるいは団結権なり、こういうものを保障していただけて、そのほかに社会保障制度を適用していただけたら、これを基本的に期待していたわけでございます。これを、実際に面においてその点が薄れておりますし、全然ないものもございます。私は非常に遺憾だと思ひます。

それから、問題点になるのは、何といひましても、塚本さんのほうからお話がありました、労働手帳の問題、それから安全衛生の中で、委託者も、それから家内労働者も、ともにその防止措置をとれといふ義務づけがありますけれども、いま申しましたように、非常に低所得の家内労働者には、はたしてどれだけの設備ができるか、私としては自信がございません。その点が問題だと思ひます。

○塚本参考人 私、先ほど申し上げたと思ひますけれども、内職者にとつては非常に内容的に不

十分です。ですけれども、制定されることに對しては非常に喜んでおります。今後皆さんの御努力によつて、弱い内職者の利益になるような内容に変えていただくことに期待してあります。

○寺前委員 終わります。

○倉成委員長 兩参考人には御多用中御出席いただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

○倉成委員長 ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○倉成委員長 速記を始めて。

おはかりいたします。

ただいま田邊誠君外六名提出の家内労働法案について、提出者全員から撤回の請求がありました。本案は、すでに本委員会の議題となつておりますので、これを撤回するには、委員会の許可を要することになっております。つきましては、本案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、田邊誠君外六名提出の家内労働法案の撤回を許可するに決しました。

○倉成委員長 ただいままでに委員長の手元に、小山市二君、島本虎三君、大橋敏雄君及び寒川喜一君より、本案に対する修正案が提出されております。

家内労働法案に対する修正案
第十九条中「政令で定める」を削り、「置く」を「置くものとす」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める都道府県労働基準局にあつては、この限りでない。

附則第六条中労働省設置法第十六条第一項ただし書の改正規定を次のように改める。

ただし、地方家内労働審議会は、政令で定める都道府県労働基準局には置かないものとする。

○倉成委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。小山市二君。

○小山(省)委員 私は、ただいま議題となつております家内労働法案に対する自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四派共同提案にかかる修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

家内労働に関する審議機関として「労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置くものとする。ただし、政令で定める都道府県労働基準局にあつては、この限りでない。」ものとする。

以上の修正に伴い、この法案の附則について所要の字句整理を行なうこと。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○倉成委員長 本修正案について質疑の申し出がありますので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員 修正案に對しまして質問を申し上げたいと思ひます。

まず地方家内労働審議会については、その役割の重大性から見て、当然全国に置かれるべきものであり、この修正案もその趣旨に出るものと考えられるのでありますが、ここ三年以内に計画的に全国にその設置を進める考えはないかどうか、以上労働大臣にお伺ひしたいと思います。

○野原国務大臣 御質問の御趣旨はごもっともでありますので、東京、大阪、愛知の三都府県に限らず、家内労働者の多数存在する地域の労働基準局には地方家内労働審議会を早急に設置するよう、今後とも努力してまいる考えでございます。

○島本委員 終わります。

○倉成委員長 これにて内閣提出の家内労働法案及びこれに対する修正案についての質疑は終局いたしました。

○倉成委員長 次に、家内労働法案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、小山市二君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、小山市二君、島本虎三君、大橋敏雄君及び寒川喜一君より、本案について附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。島本虎三君。

○島本委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明を申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

家内労働法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、次の事項について特段の配慮をすること。

一 家内労働者に対して、税制の改善を図るよう検討すること。

二 工賃について賃金と同様な民事上の保護を

図るよう検討すること。

三 最低工資の決定に際しては、最低工資の八時間労働換算額について最低賃金との均衡を考慮するよう配慮すること。

四 最低工資制度に関しては、最低賃金制度の基本的なあり方について、中央最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、再検討すること。

五 労働者災害補償保険制度における特別加入制度に加入させる家内労働者の範囲については、家内労働における安全及び衛生の実情に即して決定し、必要に応じて業種の拡大を図るよう検討すること。

六 本法施行に必要な労働基準監督官の確保、地方家内労働審議会の設置その他家内労働行政体制の整備充実に努めること。

七 少数の他人を使用する者でも、必要がある場合は、家内労働者に含めることについて検討すること。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○倉成委員長 起立総員。よつて、本案については、小山市二君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。野原労働大臣。

○野原国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に今後ともなお一そう努力いたしたいと存じます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

厚生関係の基本施策に関する件、特に在日朝鮮人の帰還問題について、来たる二十七日日本赤十字社当局より参考人として御出席願ひ、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○倉成委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回は来たる二十七日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十三分散会